

介護老人福祉施設重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 FAX番号：0475-50-8112

受付時間：月～金曜日 9時～17時

相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

生活相談員直通メール soudan@yurinokikai.com

* …ご不明な点は、何なりとお問い合わせ下さい。

2 特別養護老人ホームゆりの木苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類

名 称	特別養護老人ホームゆりの木苑
所 在 地	〒283-0062 千葉県東金市家徳756-2
介護保険指定番号	千葉県 第 1271800086 号

(2) 職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1		事業所・業務の一元的管理
医師			3	利用者の健康管理・療養指導
生活相談員	社会福祉主事等	3		サービス相談・連絡窓口
施設サービス計画担当	介護支援専門員	1		施設サービス計画作成 サービス提供の説明
栄養士	管理栄養士	2		献立作成・栄養管理・栄養指導
機能訓練指導員	理学療法士		1	機能訓練を行い利用者の身体機能等の維持や向上を図る
	看護師	1		
事務職員		3		サービス利用に関する事務業務
介護職員	介護福祉士等	20数名		日常生活上のお世話および機能訓練等を行う
看護職員	看護師・准看護師	5		日常衛生・健康管理・服薬管理
調理員	(株)メフォス委託	7		調理業務全般
その他	宿直者	5		夜間帯の事務当直業務

※職員の配置については、指定基準を遵守していますが、その範囲において

人数が変動することがございます。

(3) 施設の設備概要

定員		50名	静養室	1室2床
居室	個室	16室(1室12.96㎡)	食堂	1室
	2人部屋	22室(1室23.00㎡)	喫煙室	1室
浴室		一般浴槽・特殊浴槽	機能訓練室	1室
医務室		1室		

(4) 協力医療機関

名 称	医療法人 静和会 浅井病院
所 在 地	千葉県東金市家徳38-1
電 話 番 号	(代)0475-58-5000
診 療 科 目	内科 精神科 歯科 整形外科 他

3 サービスの内容

(居室) 個室または、定員2人の居室になります。

(食事) 朝食 8時00分 ～ 8時45分
昼食 12時15分 ～ 13時15分
夕食 17時15分 ～ 18時30分
原則、2階の食堂にておとりいただきます。

(入浴) 週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

(介護) 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。
着替え、排泄、食事等の介助
おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添等

(機能訓練) 2階のフロアにて機能維持訓練を行います。

(生活指導・相談援助)
利用者又はご家族からの各種ご相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行います。

(レクリエーション)
当施設では、毎月1回以上の誕生会等の行事を行います。なお、行事によ

っては別途 参加費がかかるものもございます。詳しくは事業計画書をご覧ください。

（クラブ活動）体操・書道・華道等のクラブ活動を実施いたします。

（行政手続き代行）

行政手続きの代行を施設にて受付けます。ご希望の際は職員にお申し出ください。ただし、手続きに係る経費はその都度お支払いいただきます。

（健康管理）

毎日、ご利用者の健康観察を行います。

当施設では、毎年1回健康診断を行います。

内科医、精神科医、歯科医師の回診を週に1回受けることができます。

新規入居の場合、既往歴や現病歴に基づき、全身状態の確認の為に個人負担（一部自費となる場合もあります）で入所時検査を行います。

（日常費用支払代行、所持品の保管）

当施設では、日常費用の支払い代行及び所持品の保管等を行います。

詳しくは、職員までお問い合わせください。

（家族会）

入居者の家族をもって組織しております。自動的に入会となります。

4 料金について

（1）料金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の負担割合証に基づいた金額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた利用は全額自己負担となります。

①基本料金

令和6年4月1日介護報酬改定

要介護度	基本料金（従来型個室・多床室）※10割額
要介護1	5,890円/日
要介護2	6,590円/日
要介護3	7,320円/日
要介護4	8,020円/日
要介護5	8,710円/日

②加算料金 ※料金表示は10割負担の日額

加算名	10割負担の料金	要件等
-----	----------	-----

看護体制加算Ⅰ	40円	常勤看護師1名配置
看護体制加算Ⅱ	80円	25名に1名以上 病院連携24時間体制
個別機能訓練加算Ⅰ	120円	個別機能訓練実施
個別機能訓練加算Ⅱ	200円/月	厚生労働省へ情報提供
個別機能訓練加算Ⅲ	200円/月	Ⅱ＋口腔Ⅱ＋栄養強化
若年性認知症入所者受入加算	1,200円	40～64歳認知症
栄養マネジメント強化加算	110円	50名に1名管理栄養士 週3回低栄養者の観察
経口維持加算Ⅰ	4,000円	経口維持計画書
経口維持加算Ⅱ	1,000円	食事機能の定期観察
経口移行加算	280円	経管から経口へ
療養食加算	60円/食	1日3回
特別通院送迎加算	5,940円/月	透析患者の通院
日常生活継続支援加算Ⅰ	360円	有資格者、重度入所者の割合
日常生活継続支援加算Ⅱ	460円	〃＋ユニット型
夜勤職員配置加算Ⅰ	220円	基準を1以上満たす
夜勤職員配置加算Ⅱ	270円	〃＋ユニット型
夜勤職員配置加算Ⅲ	280円	喀痰吸引資格者あり
夜勤職員配置加算Ⅳ	330円	〃＋ユニット型
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×14.0%	職場環境の改善 賃金体系の整備 経験技能のある介護職員 の割合によって
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×13.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×11.3%	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数×9.0%	
介護職員等処遇改善加算Ⅴ	所定単位数×4.7% ～	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220円	介護福祉士80%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円	〃60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	〃50%以上
準ユニットケア加算	50円	12人単位 個室的
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000円/月	他施設リハビリ職と 連携
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円/月	個別機能訓練計画作成
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	認知症介護専門研修者 配置
認知症専門ケア加算Ⅱ	40円	指導者研修修了者配置
認知症行動・心理症状緊急対応 加算	2,000円	入所後7日まで

認知症チームケア推進加算Ⅰ	1,500円／月	指導者研修修了者含むチーム
認知症チームケア推進加算Ⅱ	1,200円／月	リーダー研修修了者含むチーム
精神科加算	50円	精神科医による療養指導
専従常勤医師配置加算	250円	
配置医師緊急時対応加算 (深夜)	13,000円	配置医師が施設で緊急診察
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間)	6,500円	
配置医師緊急時対応加算 (時間外)	3,250円	
初期加算	300円	入所日から30日限り
看取り介護加算Ⅰ 45日～31日前	720円	施設外で死亡した場合
4日以上30日以下	1,440円	
2日または3日	6,800円	
死亡当日	12,800円	
看取り介護加算Ⅱ 45日～31日前	720円	施設内で死亡した場合
4日以上30日以下	1,440円	
2日または3日	7,800円	
死亡当日	15,800円	
入院・外泊加算	2,460円	1月に6日まで
退所前訪問相談援助加算	4,600円／回	入所中2回まで
退所後訪問相談援助加算	4,600円	退所後1回まで
退所時相談援助加算	4,000円／回	1回まで
退所時栄養情報連携加算	700円／回	1月に1回
退所前連携加算	5,000円／回	1回まで
退所時情報提供加算	2,500円／回	1人1回まで
在宅復帰支援機能加算	100円	退所後の支援
在宅・入所相互利用加算	400円	計画的に利用
外泊時在宅サービス利用加算	5,600円／月	1月に6日まで
再入所時栄養連携加算	2,000円／回	退院時等1回まで
口腔衛生管理加算Ⅰ	900円／月	歯科医等の指導・ケア
口腔衛生管理加算Ⅱ	1,000円／月	厚労省へ情報提供
科学的介護促進体制加算Ⅰ	400円／月	厚労省へ介護情報提供
科学的介護推進体制加算Ⅱ	500円／月	厚労省へ特定情報提供
自立支援促進加算	2,800円／月	医学的評価の介護

排せつ支援加算Ⅰ	１００円／月	排泄状況の改善ケア
排せつ支援加算Ⅱ	１５０円／月	排泄状況が改善維持
排せつ支援加算Ⅲ	２００円／月	尿道カテーテル抜去
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	３０円／月	褥瘡予防ケア計画
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	１３０円／月	褥瘡の発生がない
安全対策体制加算	２００円／回	入所時１回まで
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	１００円／月	協定締結医療機関との連携体制構築
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	５０円／月	医療機関の実地指導
新興感染症等施設療養費	２，４００円／回	１月に１回 連続５日
生産性向上推進体制加算Ⅰ	１，０００円／月	業務改善の取り組み
生産性向上推進体制加算Ⅱ	１００円／月	見守り機器の導入
協力医療機関連携加算	５００円／月	常時連携
協力医療機関連携加算	５０円／月	上記以外
ＡＤＬ維持加算Ⅰ	３００円／月	ＡＤＬ平均値１以上
ＡＤＬ維持加算Ⅱ	６００円／月	ＡＤＬ平均値２以上
夜勤の基準を満たさない場合	９７％の算定	
入所者の数が入所定員を超過	７０％の算定	
介護・看護、ケアマネが基準を満たさない	７０％の算定	
身体拘束廃止未実施減算	▲ １０％／日	
安全管理体制未実施減算	▲ ５０円／日	
ユニット体制の未整備	所定単位数９７％	
高齢者虐待防止措置未実施減算	▲ １％／日	
業務継続計画未策定減算	▲ ３％／日	
栄養管理の基準を満たさない場合	▲ １４０円／日	

* 取得加算は算定要件により変動があります。

* 東金市の地域区分（７級地）は１単位１０．１４円です。

③施設利用料

・ 居住費

従来型個室 １，２３１円／日

多床室 ９１５円／日

・ 食費

１，８００円／日

（朝食５００円 昼食６５０円 夕食６５０円）

・ 滞在費

４００円／日

（滞在中に係る日用品全般およびサービス等）

- ・ 通信費 100円／月
- ・ 理容費 2, 100円／回
- ・ 移動美容室 2, 100円／回
- ・ 義歯ネーム入れ 2, 200円／片方 4, 400円／上下

※所得に応じて申請が可能である、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は食費、居住費に関して、該当の負担料金額をご参照ください。

○外泊や入院中の居住費について

- ・ 6日間の外泊や入院中は下記の料金をご負担頂いております。
1日あたり 介護保険料 2, 460円（1割：246円）
居住費 所得に応じた段階別ご負担額
- ・ 7日以上～退所日（3ヶ月を超えない範囲）の間、居住費はご負担頂きますが、短期入所生活介護に利用している期間中は居住費の負担はありません。
（契約書 第18条参照）

⑤その他の利用料

- ・ 入所者等の希望によってかかる費用
特別食、レクリエーション費用、買い物サービス の費用、行事参加費、所持品預かり・保管、受診送迎時の車両燃料費（協力医療機関は除く）、日常生活に必要な物等は別途料金がかかります。
- ・ 入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。
- ・ 受診に関わる燃料費は片道25kmを超える場合以下の料金で発生致します。
（1回ごとに）
25km以上 2, 500円
25km以降5kmごとに 500円増し

（2）基本料金の減免措置

特別養護老人ホームの旧措置入所者等を対象に、利用者負担の減免措置が法令で定められています。この取扱いについては、別紙にてご説明申し上げます。

（3）支払方法

サービスの利用終了後、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の20日までにお客様まで送付いたします。なお、この料金については、サービス利用月の翌月27日（土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座自動引き落とし（口座振替又は自動振り込み）の方法でお支払いいただきます。お支払いいただきますと、利用者に対し領収証を発行します。

5 入退所の手続

(1) 入所申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。入所申込者またはご家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービス選択に資する重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、同意を得た後に、契約を締結いたします。

なお、施設の空き状況によっては入所待機となり申し込み後すぐに入所できないケースもありますことをご了承下さい(事業所は待機者リストを作成し、申込者は入所申込者評価基準を基に順位を定員に対して入所者数に空きが生じた場合は、このリストの掲載順に従い、利用者に入所の意向を再度確認した上で、契約締結のうえ入所いただきます)。また、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所(サービス利用契約の終了)

- ① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合14日間の予告期間において、文書でのお申し出により、いつでも退所(解約)できます。
- ② 事業者側の都合でサービス利用契約を終了する場合
 - i 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - ii 利用者が事業者やサービス従業者又は他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - iii その他やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合
 - iv 利用者の要介護認定の更新で、非該当(自立)または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- ③ 自動終了
 - i 利用者が他の介護保健施設に入所した場合
 - ii 利用者が死亡した場合
 - iii 利用者が病院または診療所に入院し、治療や療養目的で入院期間が長期に及ぶことを担当医師が見込んだ場合は利用者の契約を終了とする。また、この場合、病状が回復し医師が退院できると判断したとき、空室状況を鑑みて優先的に入所の契約を行うことができます。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援

助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話を行うことで、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指します。

- ② 事業所の従業者は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- ③ 当事業所が行う、介護老人福祉施設の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④ 当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。

(2) サービス利用にあたり

- ① 男性職員による介護がございます。
- ② 従業員への研修の実施（前記6の④参照）
- ③ サービスマニュアルの作成
- ④ 身体的拘束は原則行いません。
- ⑤ 夜間帯は職員が少ないため、急変時の対応等で通常の介護が提供できない場合がございます。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ① お客様には、サービス利用に際して、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めて頂きます。また、健康への留意もお願いいたします。
- ② お客様には、事業所内で自らが利用する居室等の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所にご協力いただきます。
- ③ 事業所内での次の行為はご遠慮下さい。
 - i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。なお、上記iv. vの規程に反し、お客様が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をして頂きます。

7 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、協力病院の医師に連絡する等の必要な処置を講ずるほかご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先は、契約書別紙○緊急連絡先の第1連絡先および第2連絡先とします。

年1回を目途に、急変時の対応について利用者・利用者家族へ確認して、協力病院とも情報共有致します。

※体調不良時の対応

体調不良や転倒事故等により、治療が必要な場合は、入居者の生命・身体の安全を最優先するため、協力病院である浅井病院へ速やかに受診することとしております。受診の結果、入院が必要となった場合は、協力病院である浅井病院への入院を検討させていただきます。その際、速やかにご家族へご連絡しておりますが、連絡がつかない場合は、治療を優先するため事後の同意となることを併せてご了承ください。

他の医療機関への受診が必要となった場合は、当施設に一任して頂き、近隣の医療機関への受診、入院等となります。入院先の医療機関によっては差額ベッドが生じることもございますが、ご承知おきください。

尚、ご家族が指定された医療機関への通院に関しては、原則、ご家族対応になります。

8 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年3回実施いたします。
- ・防火責任者 有田大輝

9 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の整備・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。事故発生時は、速やかに利用者の家族、市町村に報告し必要な措置を行います。

- ・安全対策担当者 栗原辰弥
- ・損害賠償責任保険加入先／あいおい損害保険株式会社

10 感染症対策

感染症または食中毒の発生及び、まん延等に関する取り組みに向け、指針の整備、対策を検討する委員会の定期的開催と職員への周知、研修や訓練の実施等を行っています。

11 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会

の開催、研修実施を行っています。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

事業者はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

12 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所のサービスに関するご相談、要望、苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：社会福祉法人ゆりの木会 施設長
戸村秀次

(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

東金市 高齢者支援課 Tel 0475-50-1219

保険者（東金市以外）

市町村名	担当	Tel
千葉県国民健康保険団体連合会	介護保険課	043-254-7409
〃	苦情処理係直通番号	043-254-7428
第三者委員	小埜 武祥	0475-58-3208

14 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳756-2 Tel. 0475-50-8111

定款の目的に定める事業

① 第一種社会福祉事業

- I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営
- II ケアハウスホームゆりの木苑の設置経営
- ② 第二種社会福祉事業
 - I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)
 - II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)
 - III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)
 - IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)
 - V 指定居宅介護支援事業
(居宅介護支援センターゆりの木苑)
 - VI 認知症対応型共同生活介護
(グループホームゆりの木苑)

営業所数：	居宅介護支援	1カ所
	訪問介護	1カ所
	通所介護	1カ所
	短期入所生活介護	1カ所
	介護老人福祉施設	1カ所
	認知症対応型共同生活介護	1カ所
	認知症対応型通所介護	1カ所

令和7年4月1日改定

介護老人福祉施設（ユニット型）重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】

電話 番 号：0475-50-8111 FAX番号：0475-50-8112

受 付 時 間：月～金曜日 9時～17時

相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

生活相談員直通メール soudan@yurinokikai.com

* …ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

2 特別養護老人ホームゆりの木苑の概要

（1）提供できるサービスの種類

名 称	特別養護老人ホームゆりの木苑（小規模生活単位型）
所 在 地	〒283-0062 千葉県東金市家徳756-2
介護保険指定番号	千葉県 第 1271801217 号

（2）職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1		事業所・業務の一元的管理
医師			3	利用者の健康管理・療養指導
生活相談員	社会福祉主事等	3		サービス相談・連絡窓口
施設 サービス 計画担当	介護支援専門 員	1		施設サービス計画作成 サービス提供の説明
栄養士	管理栄養士	2		献立作成・栄養管理・栄養指導
機能訓練 指導員	理学療法士		1	機能訓練を行い利用者の身体機能等の維持や向上を図る
	看護師	1		
事務職員		3		サービス利用に関する事務業務
介護職員	介護福祉士等	20数名		日常生活上のお世話および機能訓練等を行う
看護職員	看護師・准看護師	5		日常衛生・健康管理・服薬管理
調理員	(株)メフォス 委託	7		調理業務全般
その他	宿直者	5		夜間帯の事務当直業務

※職員の配置については、指定基準を遵守していますが、その範囲において人数が変動することがございます。

(3) 施設の設備概要

定員		30名	和室	掘り炬燵式
居室	全室	30室(1室15㎡)	トイレ	各ユニット3室
	個室		談話コーナー	各ユニット
浴室		一般浴槽・特殊浴槽	ウッドデッキテラス	各ユニット
キッチン・リビング		各ユニット(139.75㎡)室	機能訓練室	1室(115㎡)

(4) 協力医療機関

名 称	医療法人 静和会 浅井病院
所 在 地	千葉県東金市家徳38-1
電 話 番 号	(代)0475-58-5004
診 療 科 目	内科 精神科 歯科 整形外科 他

3 サービスの内容

(居室) 全室個室となります。

(食事) 朝食 8時00分 ～ 8時45分

昼食 12時00分 ～ 13時00分

夕食 17時15分 ～ 18時15分

原則、各ユニットのリビングにておとりいただきます。

(入浴) 週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

(介護) 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添等

(機能訓練) パブリックスペース、リビングにて機能訓練を行います。

(生活指導・相談援助)

利用者又はご家族からの各種ご相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行います。

(レクリエーション)

当施設では、毎月1回以上の誕生会等の行事を行います。なお、行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは事業計画書をご覧ください。

（クラブ活動）体操・書道・華道等のクラブ活動を実施いたします。

（行政手続き代行）

行政手続きの代行を施設にて受付けます。ご希望の際は職員にお申し出ください。ただし、手続きに係る経費はその都度お支払いいただきます。

（健康管理）

毎日、ご利用者の健康観察を行います。

当施設では、毎年1回健康診断を行います。

内科医、精神科医、歯科医師の回診を週に1回受けることができます。

新規入居の場合、既往歴や現病歴に基づき、全身状態の確認の為に個人負担（一部自費となる場合もあります）で入所時検査を行います。

（日常費用支払代行、所持品の保管）

当施設では、日常費用の支払い代行及び所持品の保管等を行います。詳しくは、職員までお問い合わせください。

（家族会）

入居者の家族をもって組織しております。自動的に入会となります。

4 料金について

（1）料金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の負担割合証に基づいた金額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた利用は全額自己負担となります。

①基本料金

令和7年4月1日改定

要介護度	基本料金（ユニット型個室）※10割額
要介護1	6,700円/日
要介護2	7,400円/日
要介護3	8,150円/日
要介護4	8,860円/日
要介護5	9,550円/日

②加算料金 ※料金表示は10割負担の日額

加算名	10割負担の料金	要件等
看護体制加算Ⅰ	40円	常勤看護師1名配置
看護体制加算Ⅱ	80円	25名に1名以上 病院連携24時間体制
個別機能訓練加算Ⅰ	120円	個別機能訓練実施
個別機能訓練加算Ⅱ	200円／月	厚生労働省へ情報提供
個別機能訓練加算Ⅲ	200円／月	Ⅱ＋口腔Ⅱ＋栄養強化
若年性認知症入所者受入加算	1,200円	40～64歳認知症
栄養マネジメント強化加算	110円	50名に1名管理栄養士 週3回低栄養者の観察
経口維持加算Ⅰ	4,000円	経口維持計画書
経口維持加算Ⅱ	1,000円	食事機能の定期観察
経口移行加算	280円	経管から経口へ
療養食加算	60円／食	1日3回
特別通院送迎加算	5,940円／月	透析患者の通院
日常生活継続支援加算Ⅰ	360円	有資格者、重度入所者の割合
日常生活継続支援加算Ⅱ	460円	〃＋ユニット型
夜勤職員配置加算Ⅰ	220円	基準を1以上満たす
夜勤職員配置加算Ⅱ	270円	〃＋ユニット型
夜勤職員配置加算Ⅲ	280円	喀痰吸引資格者あり
夜勤職員配置加算Ⅳ	330円	〃＋ユニット型
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×14.0%	職場環境の改善 賃金体系の整備 経験技能のある介護職員 の割合によって
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×13.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×11.3%	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数×9.0%	
介護職員等処遇改善加算Ⅴ	所定単位数×4.7% ～	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220円	介護福祉士80%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円	〃60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	〃50%以上
準ユニットケア加算	50円	12人単位 個室的
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000円／月	他施設リハビリ職と 連携
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円／月	個別機能訓練計画作成
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	認知症介護専門研修者 配置
認知症専門ケア加算Ⅱ	40円	指導者研修修了者配置
認知症行動・心理症状緊急対応	2,000円	入所後7日まで

加算		
認知症チームケア推進加算Ⅰ	1, 500円/月	指導者研修修了者含むチーム
認知症チームケア推進加算Ⅱ	1, 200円/月	リーダー研修修了者含むチーム
精神科加算	50円	精神科医による療養指導
専従常勤医師配置加算	250円	
配置医師緊急時対応加算 (深夜)	13,000円	配置医師が施設で緊急診察
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間)	6,500円	
配置医師緊急時対応加算 (時間外)	3,250円	
初期加算	300円	入所日から30日限り
看取り介護加算Ⅰ 45日～31日前	720円	施設外で死亡した場合
4日以上30日以下	1,440円	
2日または3日	6,800円	
死亡当日	12,800円	
看取り介護加算Ⅱ 45日～31日前	720円	施設内で死亡した場合
4日以上30日以下	1,440円	
2日または3日	7,800円	
死亡当日	15,800円	
入院・外泊加算	2,460円	1月に6日まで
退所前訪問相談援助加算	4,600円/回	入所中2回まで
退所後訪問相談援助加算	4,600円	退所後1回まで
退所時相談援助加算	4,000円/回	1回まで
退所時栄養情報連携加算	700円/回	1月に1回
退所前連携加算	5,000円/回	1回まで
退所時情報提供加算	2,500円/回	1人1回まで
在宅復帰支援機能加算	100円	退所後の支援
在宅・入所相互利用加算	400円	計画的に利用
外泊時在宅サービス利用加算	5,600円/月	1月に6日まで
再入所時栄養連携加算	2,000円/回	退院時等1回まで
口腔衛生管理加算Ⅰ	900円/月	歯科医等の指導・ケア
口腔衛生管理加算Ⅱ	1,000円/月	厚労省へ情報提供
科学的介護促進体制加算Ⅰ	400円/月	厚労省へ介護情報提供
科学的介護推進体制加算Ⅱ	500円/月	厚労省へ特定情報提供

自立支援促進加算	2, 800円／月	医学的評価の介護
排せつ支援加算Ⅰ	100円／月	排泄状況の改善ケア
排せつ支援加算Ⅱ	150円／月	排泄状況が改善維持
排せつ支援加算Ⅲ	200円／月	尿道カテーテル抜去
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	30円／月	褥瘡予防ケア計画
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	130円／月	褥瘡の発生がない
安全対策体制加算	200円／回	入所時1回まで
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	100円／月	協定締結医療機関との連携体制構築
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	50円／月	医療機関の実地指導
新興感染症等施設療養費	2, 400円／回	1月に1回 連続5日
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1, 000円／月	業務改善の取り組み
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円／月	見守り機器の導入
協力医療機関連携加算	500円／月	常時連携
協力医療機関連携加算	50円／月	上記以外
ADL維持加算Ⅰ	300円／月	ADL平均値1以上
ADL維持加算Ⅱ	600円／月	ADL平均値2以上
夜勤の基準を満たさない場合	97%の算定	
入所者の数が入所定員を超過	70%の算定	
介護・看護、ケアマネが基準を満たさない	70%の算定	
身体拘束廃止未実施減算	▲ 10%／日	
安全管理体制未実施減算	▲ 50円／日	
ユニット体制の未整備	所定単位数97%	
高齢者虐待防止措置未実施減算	▲ 1%／日	
業務継続計画未策定減算	▲ 3%／日	
栄養管理の基準を満たさない場合	▲ 140円／日	

* 取得加算は算定要件により変動があります。

* 東金市の地域区分（7級地）は1単位10.14円です。

③施設利用料（日額）

- ・ ユニット型個室居住費 2, 066円／日
- ・ 食費 1, 800円／日
(朝食500円 昼食650円 夕食650円)
- ・ 滞在費 400円／日
(滞在中に係る日用品全般およびサービス等)

- ・ 通信費 100円／月
- ・ 理容費 2, 100円／回
- ・ 移動美容室 2, 100円／回
- ・ 義歯ネーム入れ 2, 200円／片方 4, 400円／上下

※所得に応じて申請が可能である、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は食費、居住費に関して、該当の負担料金額をご参照ください。

○外泊や入院中の居住費について

- ・ 6日間の外泊や入院中は下記の料金をご負担頂いております。
1日あたり 介護保険料 2, 460円（1割：246円）
居住費 所得に応じた段階別ご負担額
- ・ 7日以上～退所日（3ヶ月を超えない範囲）の間は、居住費のみご負担が生じますが、短期入所生活介護に利用している期間中は居住費の負担はありません。（契約書 第18条参照）

④その他の利用料

- ・ 入所者等の希望によってかかる費用
特別食、レクリエーション費用、買い物サービスの費用、行事参加費、所持品預かり・保管、受診送迎時の車両燃料費（協力医療機関は除く）、日常生活に必要な物等は別途料金がかかります。
- ・ 入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。
- ・ 受診に関わる燃料費は片道25kmを超える場合以下の料金で発生致します。
（1回）
25km以上 2, 500円
25km以降5kmごとに 500円増し

（2）基本料金の減免措置

特別養護老人ホームの旧措置入所者等を対象に、利用者負担の減免措置が法令で定められています。この取扱いについては、別紙にてご説明申し上げます。

（3）支払方法

サービスの利用終了後、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の20日までにお客様まで送付いたします。なお、この料金については、サービス利用月の翌月27日（土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座自動引き落とし（口座振替又は自動振り込み）の方法でお支払いいただきます。お支払いいただきますと、利用者に対し領収証を発行します。

5 入退所の手続

(1) 入所申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。入所申込者またはご家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービス選択に資する重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、同意を得た後に、契約を締結いたします。

なお、施設の空き状況によっては入所待機となり申し込み後すぐに入所できないケースもありますことご了承下さい（事業所は待機者リストを作成し、申込者を入所申込者評価基準により順に掲載します。定員に対して入所者数に空きが生じた場合は、このリストの掲載順に従い、利用者に入所の意向を再度確認した上で、契約締結のうえ入所いただきます）。

また、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所（サービス利用契約の終了）

① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

14日間の予告期間をおいて、文書でのお申し出によりいつでも退所（解約）できます。

② 事業者側の都合でサービス利用契約を終了する場合

- i 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- ii 利用者が事業者やサービス従業者又は他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- iii その他やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合
- iv 利用者の要介護認定の更新で、非該当（自立）または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

③ 自動終了

- i 利用者が他の介護保健施設に入所した場合
- ii 利用者が死亡した場合
- iii 利用者が病院または診療所に入院し、治療や療養目的で入院期間が長期に及ぶことを担当医師が見込んだ場合は利用者の契約を終了とします。

また、この場合、病状が回復し医師が退院できると判断したとき、空室状況を鑑みて優先的に入所の契約を行うことができます。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられ

るようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話を行うことで、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指します。

- ① 事業所の従業者は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- ③ 当事業所が行う、介護老人福祉施設の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④ 当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。

(2) サービス利用にあたり

- ① 男性職員による介護がございます。
- ② 従業員への研修の実施（前記6の④参照）
- ③ サービスマニュアルの作成
- ④ 身体的拘束は原則行いません。
- ⑤ 夜間帯は職員が少ないため、急変時の対応等で通常の介護が提供できない場合がございます。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ① お客様には、サービス利用に際して、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めて頂きます。また、健康への留意もお願いいたします。
- ② お客様には、事業所内で自らが利用する居室等の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所にご協力いただきます。
- ③ 事業所内での次の行為はご遠慮下さい。
 - i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。なお、上記iv、vの規程に反し、お客様が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をして頂きます。

7 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、協力病院の医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先は、契約書別紙○緊急連絡先の第1連絡先および第2連絡先とします。

年1回を目途に、急変時の対応について利用者・利用者家族へ確認して、協力病院とも情報共有致します。

※体調不良時の対応

体調不良や転倒事故等により、治療が必要な場合は、入居者の生命・身体の安全を最優先するため、協力病院である浅井病院へ速やかに受診することとしております。受診の結果、入院が必要となった場合は、協力病院である浅井病院への入院を検討させていただきます。その際、速やかにご家族へご連絡しておりますが、連絡がつかない場合は、治療を優先するため事後の同意となることを併せてご了承ください。

他の医療機関への受診が必要となった場合は、当施設に一任して頂き、近隣の医療機関への受診、入院等となります。

入院先の医療機関によっては差額ベッドが生じることもございますが、ご承知おきください。

8 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年3回実施いたします。
- ・防火責任者 有田大輝

9 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。

- ・安全対策担当者／栗原辰弥
- ・損害賠償責任保険加入先／あいおい損害保険株式会社

10 感染症対策

感染症の発生およびまん延等に関する取り組みに向け、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

11 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会

の開催、研修実施を行っています。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

事業者はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

12 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所のサービスに関するご相談、要望、苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：社会福祉法人ゆりの木会 施設長

戸村秀次

(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

東金市 高齢者支援課 Tel 0475-50-1219

保険者（東金市以外）

市町村名	担当	Tel
千葉県国民健康保険団体連合会	介護保険課	043-254-7409
〃	苦情処理係直通番号	043-254-7428
第三者委員	小埜 武祥	0475-58-3208

14 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳756-2 Tel. 0475-50-8111

定款の目的に定める事業：

① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスホームゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)

II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)

III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)

IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)

V 指定居宅介護支援事業

(居宅介護支援センターゆりの木苑)

VI 認知症対応型共同生活介護(グループホームゆりの木苑)

営業所数：

居宅介護支援 1カ所

訪問介護 1カ所

通所介護 1カ所

短期入所生活介護 1カ所

介護老人福祉施設 1カ所

認知症対応型共同生活介護 1カ所

認知症対応型通所介護 1カ所

令和7年4月1日改定

短期入所生活介護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 FAX番号：0475-50-8112

相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

生活相談員直通メール soudan@yurinokikai.com

（受付時間 月～金曜日 9時～17時）

* …ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

2. 特別養護老人ホームゆりの木苑の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名称	特別養護老人ホームゆりの木苑
所在地	千葉県東金市家徳756-2
介護保険指定番号	千葉県 第 1271800086 号
サービスを提供する対象地域	東金市・大網白里市・九十九里町・山武市・八街市・茂原市にお住まいの方

* …上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

ただし入所、退所時の送迎はご家族の対応となります。

（2）職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1		事業所・業務の一元的管理
医師			3	利用者の健康管理・療養指導
生活相談員	社会福祉主事等	3		サービス相談・連絡窓口
施設サービス計画担当	介護支援専門員	1		施設サービス計画作成 サービス提供の説明
栄養士	管理栄養士	2		献立作成・栄養管理・栄養指導
機能訓練指導員	理学療法士		1	機能訓練を行い利用者の身体機能等の維持や向上を図る
	看護師	1		
事務職員		3		サービス利用に関する事務業務
介護職員	介護福祉士等	20数名		日常生活上のお世話および機能訓練等を行う
看護職員	看護師・准看護師	5		日常衛生・健康管理・服薬管理
調理員	(株)メフォス	7		調理業務全般

	委託		
その他	宿直者	5	夜間帯の事務当直業務

※職員の配置については、指定基準を遵守していますが、その範囲において人数が変動することがございます。

(3) 施設の設備概要

定員	10名	静養室	1室(2床)
居室(個室) (多床室)	1室(12.96㎡)	食堂	1室
	1室(二人部屋23.00㎡)	機能訓練室	1室
	※個室・多床室合わせて10室	喫煙室	1室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽		
医務室	1室		

○サービスの内容

(居室) 個室または、定員2人の多床室になります。

※入室・退室について

居室の準備がございますので原則、

(入室) 入所日の11時以降の入室をお願い致します。

(退室) 退所日の15時頃に退室をお願い致します。

(食事) 朝食 8時00分 ～ 8時45分

昼食 12時15分 ～ 13時15分

夕食 17時15分 ～ 18時30分

原則、2階の食堂にておとりいただきます。

(入浴) 週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

(介護) 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添等

(健康管理) 利用者の健康状態を観察し健康管理に努めるため、体温・血圧などバイタル等のチェックを行います。

・ 定期受診

ご利用中の定期受診はご家族での対応になります。

・ 臨時受診

原則、ご家族対応となりますが、かかりつけ医が休業日もしくは夜間帯で体調不良がみられた際には、協力病院である浅井病院へ速やかに受診対応いたします。医師の判断で入院加療が必要となる場合ご家族へご連絡をいたしますが、連絡がつかない場合は、治療を優先するため、事後の同意となることを合わせてご了承ください。また他の医療機関への受診が必要な場合は当苑に一任して頂き、近隣の医療機関へ受診・入院となります。入院先の医療機関によっては、差額ベッドが生じますが、ご了承ください。

（機能訓練）2階のフロアにて機能維持訓練を行います。

（生活指導・相談援助）

利用者又はご家族からの各種ご相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行います。

（レクリエーション）

当施設で行われる各種活動・行事に参加することができます。

3. 料 金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の負担割合証に基づいた負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

① 基本料金

令和6年4月1日介護報酬改定

要介護度	基本料金（従来型個室・多床室） ※10割額
要介護1	6,030円／日
要介護2	6,720円／日
要介護3	7,450円／日
要介護4	8,150円／日
要介護5	8,840円／日

②加算料金

加算名	10割負担の料金	要件等
看護体制加算Ⅰ	40円	常勤看護師1名配置
看護体制加算Ⅱ	80円	25名に1名以上 病院連携24時間体制
看護体制加算Ⅲイ	120円	介護3～5が70%以上
看護体制加算Ⅲロ	60円	介護3～5が70%以上
看護体制加算Ⅳイ	230円	利用定員30～50人以下
看護体制加算Ⅳロ	130円	看護体制Ⅱ 重度受入

		利用定員30～50人以下
個別機能訓練加算	560円	機能訓練指導員のリハビリ
機能訓練体制加算	120円	機能訓練指導員の配置
療養食加算	80円／食	1日3回まで
医療連携強化加算	580円	協力病院と医療連携
夜勤職員配置加算Ⅰ	130円	基準1人以上満たす
夜勤職員配置加算Ⅱ	180円	(ユニット型)
夜勤職員配置加算Ⅲ	150円	喀痰吸引資格者あり
夜勤職員配置加算Ⅳ	200円	(ユニット型)
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×14.0%	職場環境の改善 賃金体系の整備 経験技能のある介護 職員の割合によって
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×13.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×11.3%	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数×9.0%	
介護職員等処遇改善加算Ⅴ	所定単位数×4.7% ～	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220円	介護福祉士80%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円	〃 60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	〃 50%以上
緊急短期入所受入加算	900円	未計画で緊急的
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1,000円／月	業務改善の取り組み
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円／月	見守り機器の導入
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000円／月	他施設リハビリ職と 連携
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円／月	個別機能訓練計画作成
看取り連携体制加算	640円／日	死亡日以前7日間まで
口腔連携強化加算(月1回)	500円／回	評価を歯科医師等やケアマネと共有
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	認知症介護専門研修者配置
認知症専門ケア加算Ⅱ	40円	指導者研修修了者配置
若年性認知症入所者受入加算	1,200円	40～64歳認知症
認知症行動・心理症状緊急受入加算	2,000円	医師が在宅生活困難と判断。7日まで
在宅中重度者受入加算		
看護体制ⅠかⅢ算定	4,210円	
看護体制ⅡかⅣ算定	4,170円	

看護体制Ⅰ・ⅢかⅡ・Ⅳ算定	4, 130円	
看護体制算定なし	4, 250円	
送迎加算	1, 840円	片道
生活相談員配置加算	130円	共生型 地域貢献活動
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の99%	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の99%	
業務継続計画未策定減算	所定単位数の99%	
夜勤の基準を満たさない場合	所定単位数の97%	
定員超過利用減算	所定単位数の70%	
人員配置を満たさない場合	所定単位数の70%	
ユニット基準を満たさない場合	所定単位数の97%	
長期利用減算	▲300円／日	連続31～60日利用時

* 所得する加算は算定要件により変動があります。

* 東金市の地域区分（7級地）は、1単位10.17円です。

※介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、法廷代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日当該市・町・村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

② その他料金（日額）

・ 居住費

従来型個室 1, 231円／日

多床室 915円／日

・ 食費 1, 800円／日

（朝食500円 昼食650円 夕食650円）

・ 滞在費 400円／日

（滞在中に係る日用品全般およびサービス等）

・ 通信費 100円／月

・ 理容費 2, 100円／回

・ 移動美容室 2, 100円／回

※個人希望の購入品費、行事参加費、特別食等は別途料金がかかります。

※所得に応じて申請が可能である、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は食費、居住費に関して、該当の負担料金額をご参照ください。

④ 急変時の受診対応（介護保険外サービス）

・ 急な体調不良等により臨時受診が必要な場合、やむを得ずご家族が対応で

きない時はショートステイの職員が同行し受診支援をすることができます。
その際、下記の通り介護保険外サービスとして料金が発生致します。
※原則、受診対応はご家族対応です。

【料金】税込の金額となります。

サービス提供時間又は内容	料 金
30分未満	1,000円
45分未満	1,500円
60分未満	2,000円

30分を越えると15分未満単位で500円の延長料金が加算されます。

○支払方法

サービスの利用終了後、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の20日までにお客様まで送付いたします。なお、この料金については、サービス利用月の翌月27日(土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座自動引き落とし(口座振替又は自動振り込み)の方法でお支払いいただきます。お支払いいただきますと、利用者に対し領収証を発行します。

○送迎

原則、朝の申し送り後の送迎開始となりますので、居住地によりますが、お迎えは9:00~10:00の間、お帰りは16:00~17:00の間となります。

※サービス対象地域は東金市・大網白里市・九十九里町・山武市・八街市・茂原市にお住まいの方ですが、地域によってはご家族の送迎をお願いする場合がございます。

※日曜日、12/31~1/3の年末年始は、送迎のサービスはございません。

○短期入所生活介護の中止・終了

①利用開始予定日以前の中止

入所前に御客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日午後5時00分までに ご連絡を頂いた場合	無料
ご利用日の前日午後5時00分までに ご連絡がなかった場合	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額

②入所後の中止・終了

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
 - ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
 - ・利用中に体調が悪くなった場合
 - ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合
ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または
歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。
- また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は3ヶ月前から可能です。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

- i お客様が介護保健施設に入所した場合
- ii お客様がお亡くなりになった場合
- iii 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。但し、この場合に限り予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます
- iv お客様が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合、お客様やそのご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、7日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

5. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心して送りいただけます

- よう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。
- ②事業所の従業者は、利用者が要介護状態等になった場合においても、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう援助を行います。
 - ③当事業所が行う、短期入所生活介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
 - ④当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。

(2) サービス利用にあたり

- ①男性職員による介護がございます。
- ②従業員への研修の実施（前記5の④参照）
- ③サービスマニュアルの作成
- ④身体的拘束は原則行いません。
- ⑤夜間帯は職員が少ないため、急変時の対応等で通常の介護が提供できない場合がございます。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ①お客様には、サービス利用に際して、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めて頂きます。また、健康への留意もお願いいたします。
- ②お客様には、事業所内で自らが利用する居室等の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所にご協力いただきます。
- ③事業所内での次の行為はご遠慮下さい。
 - i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。なお、上記iv. vの規程に反し、お客様が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をして頂きます。

6. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先は、契約書別紙●緊急連絡先の第1連絡先および第2連絡先とします。

7. 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年3回実施いたします。
- ・防火責任者 有田 大輝

8. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。

- ・安全対策担当者 栗原 辰弥

9. 感染症対策

感染症の発生およびまん延等に関する取り組みに向け、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

10. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

11. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の短期入所生活介護に関するご相談、要望、苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：社会福祉法人ゆりの木会 施設長
戸村秀次

(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名	担当	Tel
千葉県国民健康保険団体連合会		
	介護保険課	043-254-7409
	苦情処理係直通	043-254-7428
第三者委員	小埜武祥	0475-58-3208

13. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳756-2 Tel. 0475-50-8111

定款の目的に定める事業：

① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)

II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)

III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)

IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)

V 指定居宅介護支援事業(居宅介護支援センター
ゆりの木苑)

VI 認知症対応型共同生活介護(グループホームゆりの木苑)

VII 認知症対応型通所介護

営業所数：

居宅介護支援

1カ所

訪問介護	1 力所
通所介護	1 力所
短期入所生活介護	1 力所
介護老人福祉施設	1 力所
認知症対応型共同生活介護	1 力所
認知症対応型通所介護	1 力所
在宅介護支援センター	1 力所
ケアハウス	1 力所

令和 7 年 4 月 1 日改定

短期入所生活介護（ユニット）重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 FAX番号：0475-50-8112

相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

生活相談員直通メール soudan@yurinokikai.com

（受付時間 月～金曜日 9時～17時）

* …ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

2. 特別養護老人ホームゆりの木苑の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名称	特別養護老人ホームゆりの木苑（ユニット）
所在地	千葉県東金市家徳756-2
介護保険指定番号	千葉県 第 1271801217 号
サービスを提供する 対象地域	東金市・大網白里市・九十九里町・山武市・八街市・ 茂原市にお住まいの方

* …上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

ただし入所、退所時の送迎はご家族の対応となります。

（2）職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1		事業所・業務の一元的管理
医師			3	利用者の健康管理・療養指導
生活相談員	社会福祉主事等	3		サービス相談・連絡窓口
施設 サービス 計画担当	介護支援専門 員	1		施設サービス計画作成 サービス提供の説明
栄養士	管理栄養士	2		献立作成・栄養管理・栄養指導
機能訓練 指導員	理学療法士		1	機能訓練を行い利用者の身体機能等の維持や向上を図る
	看護師	1		
事務職員		3		サービス利用に関する事務業務
介護職員	介護福祉士等	20数名		日常生活上のお世話および機能訓練等を行う
看護職員	看護師・准看護師	5		日常衛生・健康管理・服薬管理
調理員	(株)メフォス	7		調理業務全般

	委託		
その他	宿直者	5	夜間帯の事務当直業務

※職員の配置については、指定基準を遵守していますが、その範囲において人数が変動することがございます。

(3) 施設の設備概要

定員		30名	和室	掘り炬燵式
居室	全室 個室	30室(1室15㎡)	トイレ	各ユニット3室
			談話コーナー	各ユニット
浴室		一般浴槽・特殊浴槽	ウッドデッキテラス	各ユニット
キッチン・リビング		各ユニット(139.75㎡)室	機能訓練室	1室(115㎡)

○サービスの内容

(居室) 全室個室となります。

※入室・退室について

居室の準備がございますので原則、

(入室) 入所日の11時以降の入室をお願い致します。

(退室) 退所日の15時頃に退室をお願い致します。

(食事) 朝食 8時00分 ～ 8時45分

昼食 12時00分 ～ 13時00分

夕食 17時15分 ～ 18時15分

原則、各ユニットのリビングにておとりいただきます。

(入浴) 週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

(介護) 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添等

(健康管理) 利用者の健康状態を観察し健康管理に努めるため、体温・血圧などバイタル等のチェックを行います。

・定期受診

ご利用中の定期受診はご家族での対応になります。

・臨時受診

原則、ご家族対応となりますが、かかりつけ医が休業日もしくは夜間帯で体調不良がみられた際には、協力病院である浅井病院へ速やかに

受診対応いたします。医師の判断で入院加療が必要となる場合ご家族へご連絡をいたしますが、連絡がつかない場合は、治療を優先するため、事後の同意となることを合わせてご了承ください。また他の医療機関への受診が必要な場合は当苑に一任して頂き、近隣の医療機関への受診・入院となります。入院先の医療機関によっては、差額ベッドが生じますが、ご了承ください。

（機能訓練）パブリックスペース、フロアにて機能維持訓練を行います。

（生活指導・相談援助）

利用者又はご家族からの各種ご相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行います。

（レクリエーション）

当施設で行われる各種活動・行事に参加することができます。

3. 料 金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の負担割合証に基づいた負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

①基本料金

令和6年4月1日介護報酬改定

要介護度	基本料金（ユニット型個室） ※10割額
要介護1	7, 040円／日
要介護2	7, 720円／日
要介護3	8, 470円／日
要介護4	9, 180円／日
要介護5	9, 870円／日

②加算料金

加算名	10割負担の料金	要件等
看護体制加算Ⅰ	40円	常勤看護師1名配置
看護体制加算Ⅱ	80円	25名に1名以上 病院連携24時間体制
看護体制加算Ⅲイ	120円	介護3～5が70%以上
看護体制加算Ⅲロ	60円	介護3～5が70%以上
看護体制加算Ⅳイ	230円	利用定員30～50人以下
看護体制加算Ⅳロ	130円	看護体制Ⅱ 重度受入
		利用定員30～50人以下

個別機能訓練加算	560円	機能訓練指導員のリハビリ
機能訓練体制加算	120円	機能訓練指導員の配置
療養食加算	80円／食	1日3回まで
医療連携強化加算	580円	協力病院と医療連携
夜勤職員配置加算Ⅰ	130円	基準1人以上満たす
夜勤職員配置加算Ⅱ	180円	(ユニット型)
夜勤職員配置加算Ⅲ	150円	喀痰吸引資格者あり
夜勤職員配置加算Ⅳ	200円	(ユニット型)
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×14.0%	職場環境の改善 賃金体系の整備 経験技能のある介護 職員の割合によって
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×13.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×11.3%	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数×9.0%	
介護職員等処遇改善加算Ⅴ	所定単位数×4.7% ～	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220円	介護福祉士80%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円	〃 60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	〃 50%以上
緊急短期入所受入加算	900円	未計画で緊急的
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1,000円／月	業務改善の取り組み
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円／月	見守り機器の導入
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000円／月	他施設リハビリ職と 連携
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円／月	個別機能訓練計画作 成
看取り連携体制加算	640円／日	死亡日以前7日間まで
口腔連携強化加算(月1回)	500円／回	評価を歯科医師等やケ アマネと共有
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	認知症介護専門研修 者配置
認知症専門ケア加算Ⅱ	40円	指導者研修修了者配 置
若年性認知症入所者受入加算	1,200円	40～64歳認知症
認知症行動・心理症状緊急受 入加算	2,000円	医師が在宅生活困難 と判断。7日まで
在宅中重度者受入加算		
看護体制ⅠかⅢ算定	4,210円	
看護体制ⅡかⅣ算定	4,170円	
看護体制Ⅰ・ⅢかⅡ・Ⅳ算定	4,130円	

看護体制算定なし	4, 250円	
送迎加算	1, 840円	片道
生活相談員配置加算	130円	共生型 地域貢献活動
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の99%	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の99%	
業務継続計画未策定減算	所定単位数の99%	
夜勤の基準を満たさない場合	所定単位数の97%	
定員超過利用減算	所定単位数の70%	
人員配置を満たさない場合	所定単位数の70%	
ユニット基準を満たさない場合	所定単位数の97%	
長期利用減算	▲320円／日	連続31～60日利用時

* 所得する加算は算定要件により変動があります。

* 東金市の地域区分（7級地）は、1単位10.17円です。

※介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、法廷代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日当該市・町・村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

③その他料金

- ・ ユニット型個室居住費 2, 066円／日
- ・ 食費 1, 800円／日
(朝食500円 昼食650円 夕食650円)
- ・ 滞在費 400円／日
(滞在中に係る日用品全般およびサービス等)
- ・ 通信費 100円／月
- ・ 理容費 2, 100円／回
- ・ 移動美容室 2, 100円／回

個人希望の購入品費、行事参加費、特別食等は別途料金がかかります。

※所得に応じて申請が可能である、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は食費、居住費に関して、該当の負担料金額をご参照ください。

④急変時の受診対応（介護保険外サービス）

- ・ 急な体調不良等により臨時受診が必要な場合、やむを得ずご家族が対応できない時はショートステイの職員が同行し受診支援をすることができます。その際、下記の通り介護保険外サービスとして料金が発生致します。

※原則、受診対応はご家族対応です。

【料金】税込の金額となります。

サービス提供時間又は内容	料 金
30分未満	1,000円
45分未満	1,500円
60分未満	2,000円

30分を越えると15分未満単位で500円の延長料金が加算されます。

○支払方法

サービスの利用終了後、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の20日までにお客様まで送付いたします。なお、この料金については、サービス利用月の翌月27日（土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座自動引き落とし（口座振替又は自動振り込み）の方法でお支払いいただきます。お支払いいただきますと、利用者に対し領収証を発行します。

○送迎

原則、朝の申し送り後の送迎開始となりますので、居住地によりますが、お迎えは9：00～10：00の間、お帰りは16：00～17：00の間となります。

※サービス対象地域は東金市・大網白里市・九十九里町・山武市・八街市・茂原市にお住まいの方ですが、地域によってはご家族の送迎をお願いする場合がございます。

※日曜日、12/31～1/3の年末年始は、送迎のサービスはございません。

○短期入所生活介護の中止・終了

①利用開始予定日以前の中止

入所前に御客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日午後5時00分までにご連絡を頂いた場合	無料
ご利用日の前日午後5時00分までにご連絡がなかった場合	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額

②入所後の中止・終了

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は3ヶ月前から可能です。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

i お客様が介護保健施設に入所した場合

ii お客様がお亡くなりになった場合

iii 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。但し、この場合に限り予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます

iv お客様が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合、お客様やそのご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は7日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

5. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心して送りいただけますよう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。

②事業所の従業者は、利用者が要介護状態等になった場合においても、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機

能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう援助を行います。

③当事業所が行う、短期入所生活介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。

④当事業所では介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。

(2) サービス利用にあたり

①男性職員による介護がございます。

②従業員への研修の実施（前記5の④参照）

③サービスマニュアルの作成

④身体的拘束は原則行いません。

⑤夜間帯は職員が少ないため、急変時の対応等で通常の介護が提供できない場合がございます。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

①お客様には、サービス利用に際して、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めて頂きます。また、健康への留意もお願いいたします。

②お客様には、事業所内で自らが利用する居室等の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所にご協力いただきます。

③事業所内での次の行為はご遠慮下さい。

i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

ii けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。

iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

iv 指定した場所以外で火気を用いること。

v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
なお、上記iv、vの規程に反し、お客様が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をして頂きます。

6. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先は、契約書別紙●緊急連絡先の第1連絡先および第2連絡先とします。

7. 非常災害対策

- ・ 防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・ 防災訓練 年3回実施いたします。
- ・ 防火責任者 有田 大輝

8. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。

- ・ 安全対策担当者 栗原 辰弥
- ・ 損害賠償責任保険加入先／あいおい損害保険株式会社

9. 感染症対策

感染症の発生およびまん延等に関する取り組みに向け、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

10. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

11. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の短期入所生活介護に関するご相談、要望、苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：社会福祉法人ゆりの木会

施設長 戸村秀次

(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名	担当	Tel
東金市	高齢者支援課	0475-50-1219
千葉県国民健康保険団体連合会	介護保険課	043-254-7409
	苦情処理係直通	043-254-7428
第三者委員	小笠武祥	0475-58-3208

13. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳756-2 Tel. 0475-50-8111

定款の目的に定める事業：

① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)

II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)

III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)

IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)

V 指定居宅介護支援事業(居宅介護支援センターゆりの木苑)

VI 認知症対応型共同生活介護(グループホームゆりの木苑)

VII 認知症対応型通所介護(通所グループホームゆりの木苑)

営業所数：	居宅介護支援	1カ所
	訪問介護	1カ所
	通所介護	1カ所
	短期入所生活介護	1カ所
	介護老人福祉施設	1カ所
	認知症対応型共同生活介護	1カ所
	認知症対応型通所介護	1カ所
	在宅介護支援センター	1カ所
	ケアハウス	1カ所

令和7年4月1日改定

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】	
電話番号	: 0475-50-8111 FAX番号 : 0475-50-8112
相談担当者	: ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美
生活相談員直通メール	: soudan@yurinokikai.com
(受付時間)	月～金曜日 9時～17時)

* …ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

2. 特別養護老人ホームゆりの木苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	特別養護老人ホームゆりの木苑
所在地	千葉県東金市家徳756-2
介護保険指定番号	千葉県 第 1271800086 号
サービスを提供する対象地域	東金市・大網白里市・九十九里町・山武市・八街市・茂原市にお住まいの方

* …上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

ただし入所、退所時の送迎はご家族の対応となります。

(2) 職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1		事業所・業務の一元的管理
医師			3	利用者の健康管理・療養指導
生活相談員	社会福祉主事等	3		サービス相談・連絡窓口
施設サービス計画担当	介護支援専門員	1		施設サービス計画作成 サービス提供の説明
栄養士	管理栄養士	2		献立作成・栄養管理・栄養指導
機能訓練指導員	理学療法士		1	機能訓練を行い利用者の身体機能等の維持や向上を図る
	看護師	1		
事務職員		3		サービス利用に関する事務業務
介護職員	介護福祉士等	20数名		日常生活上のお世話および機能訓練等を行う
看護職員	看護師・准看護師	5		日常衛生・健康管理・服薬管理

調理員	㈱メフォス 委託	7	調理業務全般
その他	宿直者	5	夜間帯の事務当直業務

※職員の配置については、指定基準を遵守していますが、その範囲において人数が変動することがございます。

(3) 施設の設備概要

定員	10名	静養室	1室(2床)
居室(個室) (多床室)	1室(12.96㎡)	食堂	1室
	1室(二人部屋23.00㎡)	機能訓練室	1室
	※個室・多床室合わせて10室	喫煙室	1室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽		
医務室	1室		

○サービスの内容

(居室) 個室または、定員2人の多床室になります。

※入室・退室について

居室の準備がございますので原則、

(入室) 入所日の11時以降の入室をお願い致します。

(退室) 退所日の15時頃に退室をお願い致します。

(食事) 朝食 8時00分 ～ 8時45分

昼食 12時15分 ～ 13時15分

夕食 17時15分 ～ 18時15分

原則、2階の食堂にておとりいただきます。

(入浴) 週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

(介護) 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添等

(健康管理) 利用者の健康状態を観察し健康管理に努めるため、体温・血圧などバイタル等のチェックを行います。

・ 定期受診

ご利用中の定期受診はご家族での対応になります。

・臨時受診

原則、ご家族対応となりますが、かかりつけ医が休業日もしくは夜間帯で体調不良がみられた際には、協力病院である浅井病院へ速やかに受診対応いたします。医師の判断で入院加療が必要となる場合ご家族へご連絡をいたしますが、連絡がつかない場合は、治療を優先するため、事後の同意となることを合わせてご了承ください。また他の医療機関への受診が必要な場合は当苑に一任して頂き、近隣の医療機関への受診・入院となります。入院先の医療機関によっては、差額ベッドが生じますが、ご了承ください。

(機能訓練) 2階のフロアにて機能維持訓練を行います。

(生活指導・相談援助)

利用者又はご家族からの各種ご相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行います。

(レクリエーション)

当施設で行われる各種活動・行事に参加することができます。

3. 料 金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の負担割合証に基づいた負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

①基本料金

令和6年4月1日介護報酬改定

区分	基本料金（従来型個室・多床室） ※10割額
要支援1	4,510円/日
要支援2	5,610円/日

②加算料金

加算名	10割負担の料金	要件等
個別機能訓練加算	560円	機能訓練指導員のリハビリ
機能訓練体制加算	120円	機能訓練指導員の配置
療養食加算	80円/食	1日3回まで
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×14.0%	職場環境の改善 賃金体系の整備 経験技能のある介護職員の割合によって
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×13.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×11.3%	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数×9.0%	
介護職員等処遇改善加算Ⅴ	所定単位数×4.7%	

	～	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220円	介護福祉士80%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円	〃 60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	〃 50%以上
緊急短期入所受入加算	900円	未計画で緊急的
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1,000円／月	業務改善の取り組み
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円／月	見守り機器の導入
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000円／月	他施設リハビリ職と連携
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円／月	個別機能訓練計画作成
口腔連携強化加算（月1回）	500円／回	評価を歯科医師等やケアマネと共有
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	認知症介護専門研修者配置
認知症専門ケア加算Ⅱ	40円	指導者研修修了者配置
若年性認知症入所者受入加算	1,200円	40～64歳認知症
認知症行動・心理症状緊急受入加算	2,000円	医師が在宅生活困難と判断。7日まで
送迎加算	1,840円	片道
生活相談員配置加算	130円	共生型 地域貢献活動
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の99%	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の99%	
業務継続計画未策定減算	所定単位数の99%	
夜勤の基準を満たさない場合	所定単位数の97%	
定員超過利用減算	所定単位数の70%	
人員配置を満たさない場合	所定単位数の70%	
ユニット基準を満たさない場合	所定単位数の97%	
長期利用減算	▲300円／日	連続31～60日利用時

* 所得する加算は算定要件により変動があります。

* 東金市の地域区分（7級地）は、1単位10.17円です。

※介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、法廷代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日当該市・町・村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

③その他料金

・ 居住費

従来型個室 1, 2 3 1 円／日

多床室 9 1 5 円／日

・ 食費

1, 8 0 0 円／日

(朝食 5 0 0 円 昼食 6 5 0 円 夕食 6 5 0 円)

・ 滞在費

4 0 0 円／日

(滞在中に係る日用品全般およびサービス等)

・ 通信費

1 0 0 円／日

・ 理容費

2, 1 0 0 円／回

・ 移動美容室

2, 1 0 0 円／回

※個人希望の購入品費、行事参加費、特別食等は別途料金がかかります。

※所得に応じて申請が可能である、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は食費、居住費に関して該当の負担料金額をご参照ください。

④急変時の受診対応（介護保険外サービス）

- ・ 急な体調不良等により臨時受診が必要な場合、やむを得ずご家族が対応できない時はショートステイの職員が同行し受診支援をすることができます。その際、下記の通り介護保険外サービスとして料金が発生致します。

※原則、受診対応はご家族対応です。

【料金】 税込の金額となります。

サービス提供時間又は内容	料 金
3 0 分未満	1, 0 0 0 円
4 5 分未満	1, 5 0 0 円
6 0 分未満	2, 0 0 0 円

3 0 分を越えると 1 5 分未満単位で 5 0 0 円の延長料金が加算されます。

○支払方法

サービスの利用終了後、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の20日までにお客様まで送付いたします。なお、この料金については、サービス利用月の翌月27日（土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座自動引き落とし（口座振替又は自動振り込み）の方法でお支払いいただきます。お支払いいただきますと、利用者に対し領収証を発行します。

○送迎

原則、朝の申し送り後の送迎開始となりますので、居住地によりますが、お迎えは9：00～10：00の間、お帰りは16：00～17：00の間となります。

※サービス対象地域は東金市・大網白里市・九十九里町・山武市・八街市・

茂原市にお住まいの方ですが、地域によってはご家族の送迎をお願いする場合がございます。

※日曜日、12/31～1/3の年末年始は、送迎のサービスはございません。

○短期入所生活介護の中止・終了

①利用開始予定日以前の中止

入所前に御客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日午後５時００分までに ご連絡を頂いた場合	無料
ご利用日の前日午後５時００分までに ご連絡がなかった場合	介護保険適用時の１日あたりの自己負担額

②入所後の中止・終了

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合
ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

４．サービスの利用方法

（１）サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は３ヶ月前から可能です。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（２）サービス利用契約の終了

お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

- i お客様が介護保健施設に入所した場合
- ii お客様がお亡くなりになった場合

- iii 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要支援認定区分が非該当（自立）もしくは要介護と認定された場合。但し、この場合に限り予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます
- iv お客様が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合、お客様やそのご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は7日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

5. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、利用者の皆様 が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心して送りいただけますよう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。
- ②事業所の従業員は、利用者が要支援状態等になった場合においても、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう援助を行います。
- ③当事業所が行う、介護予防短期入所生活介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。

(2) サービス利用にあたり

- ①男性職員による介護がございます。
- ②従業員への研修の実施（前記5の④参照）
- ③サービスマニュアルの作成
- ④身体的拘束は原則行いません。
- ⑤夜間帯は職員が少ないため、急変時の対応等で通常の介護が提供できない場合がございます。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ①お客様には、サービス利用に際して、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めて頂きます。また、健康への留意もお願いいたします。
- ②お客様には、事業所内で自らが利用する居室等の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所にご協力いただきます。
- ③事業所内での次の行為はご遠慮下さい。
 - i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。なお、上記iv. vの規程に反し、お客様が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をして頂きます。

6. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先は、契約書別紙●緊急連絡先の第1連絡先および第2連絡先とします。

7. 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年3回実施いたします。
- ・防火責任者 有田 大輝

8. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。

- ・安全対策担当者 栗原 辰弥
- ・損害賠償責任保険加入先／あいおい損害保険株式会社

9. 感染症対策

感染症の発生およびまん延等に関する取り組みに向け、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練を行っています。

10. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。
虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

11. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の介護予防短期入所生活介護に関するご相談、要望、苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：社会福祉法人ゆりの木会 施設
戸村秀次

(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名	担当	Tel
千葉県国民健康保険団体連合会	介護保険課	043-254-7409
	苦情処理係直通	043-254-7428
	第三者委員	0475-58-3208
	小埜武祥	

13. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳756-2 Tel. 0475-50-8111

定款の目的に定める事業：

- ① 第一種社会福祉事業
 - I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営
 - II ケアハウスゆりの木苑の設置経営
- ② 第二種社会福祉事業
 - I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)
 - II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)
 - III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)
 - IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)
 - V 指定居宅介護支援事業
(居宅介護支援センターゆりの木苑)
 - VI 認知症対応型共同生活介護(グループホームゆりの木苑)
 - VII 認知症対応型通所介護

営業所数：	居宅介護支援	1カ所
	訪問介護	1カ所
	通所介護	1カ所
	短期入所生活介護	1カ所
	介護老人福祉施設	1カ所
	認知症対応型共同生活介護	1カ所
	認知症対応型通所介護	1カ所
	在宅介護支援センター	1カ所
	ケアハウス	1カ所

令和7年4月1日改定

介護予防短期入所生活（ユニット）介護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】

電話 番 号：0475-50-8111 FAX番号：0475-50-8112

相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

生活相談員直通メール soudan@yurinokikai.com

（受付時間 月～金曜日 9時～17時）

* …ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

ただし、入所、退所時の送迎はご家族の対応となります。

2. 特別養護老人ホームゆりの木苑の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名称	特別養護老人ホームゆりの木苑（ユニット型）
所在地	千葉県東金市家徳756-2
介護保険指定番号	千葉県 第 1271801217 号
サービスを提供する対象地域	東金市・大網白里市・九十九里町・山武市・八街市・茂原市にお住まいの方

* …上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1		事業所・業務の一元的管理
医師			3	利用者の健康管理・療養指導
生活相談員	社会福祉主事等	3		サービス相談・連絡窓口
施設サービス計画担当	介護支援専門員	1		施設サービス計画作成 サービス提供の説明
栄養士	管理栄養士	2		献立作成・栄養管理・栄養指導
機能訓練指導員	理学療法士		1	機能訓練を行い利用者の身体機能等の維持や向上を図る
	看護師	1		
事務職員		3		サービス利用に関する事務業務
介護職員	介護福祉士等	20数名		日常生活上のお世話および機能訓練等を行う
看護職員	看護師・准看護師	5		日常衛生・健康管理・服薬管理
調理員	(株)メフォス	7		調理業務全般

	委託		
その他	宿直者	5	夜間帯の事務当直業務

※職員の配置については、指定基準を遵守していますが、その範囲において人数が変動することがございます。

(3) 施設の設備概要

定員		30名	和室	掘り炬燵式
居室	全室 個室	30室(1室15㎡)	トイレ	各ユニット3室
			談話コーナー	各ユニット
浴室		一般浴槽・特殊浴槽	ウッドデッキテラス	各ユニット
キッチン・リビング		各ユニット(139.75㎡)室	機能訓練室	1室(115㎡)

○サービスの内容

(居室) 全室個室となります。

※入室・退室について

居室の準備がございますので原則、

(入室) 入所日の11時以降の入室をお願い致します。

(退室) 退所日の15時頃に退室をお願い致します。

(食事) 朝食 8時00分 ～ 8時45分

昼食 12時00分 ～ 13時00分

夕食 17時15分 ～ 18時15分

原則、各ユニットのリビングにておとりいただきます。

(入浴) 週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

(介護) 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添等

(健康管理) 短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。

・ 定期受診

ご利用中の定期受診はご家族での対応になります。

・ 臨時受診

原則、ご家族対応となりますが、かかりつけ医が休業日もしくは夜間帯で体調不良がみられた際には、協力病院である浅井病院へ速やかに受診対応いたします。医師の判断で入院加療が必要となる場合ご家族

へご連絡をいたしますが、連絡がつかない場合は、治療を優先するため、事後の同意となることを合わせてご了承ください。また他の医療機関への受診が必要な場合は当苑に一任して頂き、近隣の医療機関への受診・入院となります。入院先の医療機関によっては、差額ベッドが生じますが、ご了承ください。

（機能訓練）パブリックスペース、リビングにて機能維持訓練を行います。

（生活指導・相談援助）

利用者又はご家族からの各種ご相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行います。

（レクリエーション）

当施設で行われる各種活動・行事に参加することができます

3. 料 金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の負担割合証に基づいた負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

①基本料金

令和6年4月1日介護報酬改定

区分	基本料金（従来型個室・多床室） ※10割額
要支援1	5, 290円/日
要支援2	6, 560円/日

②加算料金

加算名	10割負担の料金	要件等
個別機能訓練加算	560円	機能訓練指導員のリハビリ
機能訓練体制加算	120円	機能訓練指導員の配置
療養食加算	80円/食	1日3回まで
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×14.0%	職場環境の改善 賃金体系の整備 経験技能のある介護職員の割合によって
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×13.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×11.3%	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数×9.0%	
介護職員等処遇改善加算Ⅴ	所定単位数×4.7% ～	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220円	介護福祉士80%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円	〃 60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	〃 50%以上

緊急短期入所受入加算	900円	未計画で緊急的
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1,000円／月	業務改善の取り組み
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円／月	見守り機器の導入
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000円／月	他施設リハビリ職と連携
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円／月	個別機能訓練計画作成
口腔連携強化加算（月1回）	500円／回	評価を歯科医師等やケアマネと共有
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	認知症介護専門研修者配置
認知症専門ケア加算Ⅱ	40円	指導者研修修了者配置
若年性認知症入所者受入加算	1,200円	40～64歳認知症
認知症行動・心理症状緊急受入加算	2,000円	医師が在宅生活困難と判断。7日まで
送迎加算	1,840円	片道
生活相談員配置加算	130円	共生型 地域貢献活動
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の99%	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の99%	
業務継続計画未策定減算	所定単位数の99%	
夜勤の基準を満たさない場合	所定単位数の97%	
定員超過利用減算	所定単位数の70%	
人員配置を満たさない場合	所定単位数の70%	
ユニット基準を満たさない場合	所定単位数の97%	
長期利用減算（要支援1）	要介護1の単位数の75%で算定	連続31日以上利用する場合
（要支援2）	要介護1の単位数の93%で算定	

* 所得する加算は算定要件により変動があります。

* 東金市の地域区分（7級地）は、1単位10.17円です。

※介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、法廷代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日当該市・町・村の窓口に出しますと、差額の払戻を受けることができます。

③その他料金

- ・ ユニット型個室居住費 2, 0 6 6 円／日
- ・ 食費 1, 8 0 0 円／日
(朝食500円 昼食650円 夕食650円)
- ・ 滞在費 4 0 0 円／日
(滞在中に係る日用品全般およびサービス等)
- ・ 通信費 1 0 0 円／月
- ・ 理容費 2, 1 0 0 円／回
- ・ 移動美容室 2, 1 0 0 円／回

※個人希望の購入品費、行事参加費、特別食等は別途料金がかかります。

※所得に応じて申請が可能である、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は食費、居住費に関して、該当の負担料金額をご参照ください。

④急変時の受診対応（介護保険外サービス）

- ・ 急な体調不良等により臨時受診が必要な場合、やむを得ずご家族が対応できない時はショートステイの職員が同行し受診支援をすることができます。その際、下記の通り介護保険外サービスとして料金が発生致します。

※原則、受診対応はご家族対応です。

【料金】税込の金額となります。

サービス提供時間又は内容	料 金
3 0 分未満	1, 0 0 0 円
4 5 分未満	1, 5 0 0 円
6 0 分未満	2, 0 0 0 円

3 0 分を越えると 1 5 分未満単位で 5 0 0 円の延長料金が加算されます。

○支払方法

サービスの利用終了後、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の20日までにお客様まで送付いたします。なお、この料金については、サービス利用月の翌月27日（土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座自動引き落とし（口座振替又は自動振り込み）の方法でお支払いいただきます。お支払いいただきますと、利用者に対し領収証を発行します。

○送迎

原則、朝の申し送り後の送迎開始のとなりますので、居住地によりますが、お迎えは9：00～10：00の間、お帰りは16：00～17：00の間となります。

※サービス対象地域は東金市・大網白里市・九十九里町・山武市・八街市・茂原市にお住まいの方ですが、地域によってはご家族の送迎をお願いする場合がございます。

※日曜日、12/31～1/3の年末年始は、送迎のサービスはございません。

○介護予防短期入所生活介護の中止・終了

①利用開始予定日以前の中止

入所前に御客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日午後５時００分までに ご連絡を頂いた場合	無料
ご利用日の前日午後５時００分までに ご連絡がなかった場合	介護保険適用時の１日あたりの自己負担額

②入所後の中止・終了

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
 - ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
 - ・利用中に体調が悪くなった場合
 - ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合
ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医または
歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。
- また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

４．サービスの利用方法

（１）サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は３ヶ月前から可能です。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（２）サービス利用契約の終了

①お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

- i お客様が介護保健施設に入所した場合
- ii お客様がお亡くなりになった場合
- iii 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要支援認定区分が非該当（自立）もしくは要介護と認定された場合。但し、この場合に限

り予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます

- iv お客様が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合、お客様やそのご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は7日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

5. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心して送りいただけますよう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。
- ②事業所の従業員は、利用者が要介護状態等になった場合においても、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう援助を行います。
- ③当事業所が行う、短期入所生活介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④当事業所では介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。

(2) サービス利用にあたり

- ①男性職員による介護がございました。
- ②従業員への研修の実施（前記5の④参照）
- ③サービスマニュアルの作成
- ④身体的拘束は原則行いません。
- ⑤夜間帯は職員が少ないため、急変時の対応等で通常の介護が提供できない場合がございます。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ①お客様には、サービス利用に際して、管理者や医師、看護職員、介護職

員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めて頂きます。また、健康への留意もお願いいたします。

②お客様には、事業所内で自らが利用する居室等の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所にご協力いただきます。

③事業所内での次の行為はご遠慮下さい。

- i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- なお、上記iv. vの規程に反し、お客様が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をして頂きます。

6. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先は、契約書別紙●緊急連絡先の第1連絡先および第2連絡先とします。

7. 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年3回実施いたします。
- ・防火責任者 有田 大輝

8. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。

- ・安全対策担当者 栗原 辰弥
- ・損害賠償責任保険加入先／あいおい損害保険株式会社

9. 感染症対策

感染症の発生およびまん延等に関する取り組みに向け、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

10. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会

の開催、研修実施を行っています。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

11. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の短期入所生活介護に関するご相談、要望、苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：社会福祉法人ゆりの木会 施設長
戸村秀次

(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名	担当	Tel
千葉県国民健康保険団体連合会		
	介護保険課	043-254-7409
	苦情処理係直通	043-254-7428
第三者委員	小笠武祥	0475-58-3208

13. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳756-2 Tel. 0475-50-8111

定款の目的に定める事業：

① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

- I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)
- II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)
- III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)
- IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)
- V 指定居宅介護支援事業(居宅介護支援センターゆりの木苑)
- VI 認知症対応型共同生活介護(グループホームゆりの木苑)
- VII 認知症対応型通所介護

営業所数：

居宅介護支援	1カ所	訪問介護	1カ所	通所介護	1カ所
短期入所生活介護	1カ所			介護老人福祉施設	1カ所
認知症対応型共同生活介護	1カ所	認知症対応型通所介護	1カ所		
在宅介護支援センター	1カ所	ケアハウス	1カ所		

令和7年4月1日改定

通所介護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】 電話番号：０４７５－５０－８１００

相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 高島 輝幸・丹羽 美依子
(受付時間 月～金曜日 ９時～１７時)

*…ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

2. デイサービスセンターゆりの木苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	デイサービスセンターゆりの木苑
所 在 地	千葉県東金市家徳 7 5 6-2
介護保険指定番	通所介護(千葉県 第 1 2 7 1 8 0 0 1 0 2 号)
提供する対象地域*	東金市・山武市・大網白里市・九十九里町 にお住まいの方

*…上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

職 種	資 格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1		従業員及び業務の管理を一元的に行う
生活相談員	社会福祉主 事任用資格 介護福祉士	2		通所介護計画を立案し、サービスの提供方法について利用者又はその家族に対し、理解しやすいように説明する
看護職員		1		利用者の健康管理を行う
作業療法士			1	利用者が日常生活を営む機能を計画する。
介護職員		1 以上	8 以上	通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう援助を行う

(3) 設備の概要

定 員	70 名	静養室	12 畳 (24.12㎡)
食堂兼機能訓練室	270.86 ㎡	相談室	1 室
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	送迎車	7 台

(4) 営業時間

月～土	9 時 30 分～16 時 35 分 (送迎時間は除く)
日	定休日 (12/31～1/3 の期間はお休みを頂きます)

※ 緊急連絡先電話 Tel. 0475-50-8111

3. サービス内容

- ① 送迎 車椅子用リフト装備車 2 台 (スタッフ 2 名乗車) を含めた 7 台の車両で、ご自宅まで安全に送迎いたします。
- ② 健康チェック 利用者の健康状態を観察し健康管理に努めるため、看護師が体温・血圧などバイタル等チェックを行います
- ③ レクリエーション 利用者ができるだけ主体的に取り組み、しかも楽しさや喜びを感じるような各種レクリエーションを実施します。
- ④ 食事の提供 エルダリーミール(人生の大先輩に対する、ホスピタリティの食事)をコンセプトに、四季の食材を生かした美味しい食事を栄養のバランスまで考えて提供します。
- ⑤ 入浴 一般浴槽のほか特殊浴槽 2 台をご用意し、利用者の A
D
L に応じた入浴介助を行います。
- ⑥ 生活相談 利用者及びご家族から寄せられる身体的・精神的及びサービスの利用に関する相談や介護上の問題、制度の利用方法等に関するご相談に応じます。また、ご家族を対象にした「家族介護教室」を定期に開催します。

4. 料 金

(1) 利用料金

・ デイサービス利用料

大規模 I	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額
要介護1	6290 円	629 円
要介護2	7440 円	744 円
要介護3	8610 円	861 円
要介護4	9800 円	980 円
要介護5	10970 円	1097 円

大規模 II	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額
要介護1	6070 円	607 円
要介護2	7160 円	716 円
要介護3	8300 円	830 円
要介護4	9460 円	946 円
要介護5	10590 円	1059 円

・ 加算利用料

個別機能訓練加算Ⅰイ	560 円	56 円/回
個別機能訓練加算Ⅰロ	760 円	76 円/回
個別機能訓練加算Ⅱ	200 円	20 円/月
ADL維持等加算(Ⅰ)	300 円	30 円/6ヶ月1回
ADL維持等加算(Ⅱ)	600 円	60 円/6ヶ月1回
入浴介助加算Ⅰ	400 円	40 円/回
入浴介助加算Ⅱ	550 円	55 円/回
中重度ケア体制加算	450 円	45 円/回
認知症加算	600 円	60 円
若年性認知症受け入れ加算	600 円	60 円
栄養改善加算	2000	200 円/月2回
栄養アセスメント加算	500	50円/月

(3) 支払方法

毎月20日までに前月分の請求をいたします。なお、ご請求させていただきました、料金については、毎月27日(土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座自動引き落とし(口座振替又は自動振り込み)の方法でお支払いいただきます。また、お客様に対して当事業所が提供したサービス実施記録について、複写物を交付した場合は、記録の複写にかかる実費相当額として、B4サイズまで1枚20円を現金にてお支払い頂きます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始まずは、お電話でお申し込みください。

当事業所職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。但し、居宅サービス計画の作成を依頼している

場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区が、非該当(自立)と認定された場合。但し、この場合、条件を変更して再度契約する事ができます。
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払う様に催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行っ

た場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていた
た
だく場合がございます。

6. お客様が体調を崩した場合

- ①デイサービスご利用中に、お客様が体調を崩され、緊急を要するときは協力病院の浅井病院に搬送致します。
- ②お客様が通所介護の契約期間中に体調を崩され入院治療をおこない、その後、退院が決まり、再びお客様がデイサービスに通所希望される場合は、主治医より病状、体力的に通所可能な状態であると認められたときにご利用再開となります。また、状況によっては、お客様の状態把握のために、通所前に訪問をさせて頂く場合がございます。

7. 当センターのデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられる様なサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心して送りいただけますよう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。
- ②事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減をはかれるよう援助を行います。
- ③当事業所が行う、通所介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。

(2) サービス利用のために

男性職員の有無	有
時間延長の可否	有
サービスマニュアルの有無	有
職員への研修の実施	前記6の(1)の④参照

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ①お客様には、サービス利用に当たり、管理者や生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、事業所内の秩序を

保

ち、相互の親睦に務めていただきますようお願い申し上げます。

②事業所内で次の行為をすることはおやめ下さい。

- i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の通所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- なお、上記iv vの規程に反し、お客様が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をしていただきます。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の悪化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

9. 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年3回実施いたします。
- ・防火責任者 有田大輝

10. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の整備・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。事故発生時は、速やかに利用者の家族、市町村に報告し必要な措置を行います。

- ・安全対策担当者 栗原辰弥

11. 感染症対策

感染症または食中毒の発生及び、まん延等に関する取り組みに向け、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

12. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

1 3. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の通所介護に関するご相談、ご要望、サービス向上に関する内容等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8100 担当者：ゆりの木苑 相談員 高島 輝幸
電話番号：0475-50-8111 社会福祉法人ゆりの木会 管理者 戸村 秀次
(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村へご相談・サービス向上等伝えることができます。

市町村名	東金市	担当	高齢者支援課	Tel	0475-50-1165
市町村名	九十九里町	担当	健康福祉課	Tel	0475-70-3183
市町村名	大網白里市	担当	高齢者支援課	Tel	0475-70-0332
市町村名	山武市	担当	高齢者福祉課	Tel	0475-80-2643

千葉県国保連合会	介護保険課	043-254-7409
	苦情処理係直通番号	043-254-7428

1 5. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名 称 ・ 法 人 種 別：社会福祉法人ゆりの木会

代 表 者 役 職 ・ 氏 名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳756-2
Tel. 0475-50-8111

定款の目的に定める事業：① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

- II ケアハウスホームゆりの木苑の設置経営
- ② 第二種社会福祉事業
 - I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)
 - II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)
 - III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)
 - IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)
 - V 指定居宅介護支援事業
 - (居宅介護支援センターゆりの木苑)
 - VI 認知症対応型生活共同介護
 - (グループホームゆりの木苑)
 - VII 認知症対応型通所介護
 - (通所グループホームゆりの木苑)

営	業	所	数：居宅介護支援	1カ所
			訪問介護	1カ所
			通所介護	1カ所
			短期入所生活介護	1カ所
			介護老人福祉施設	1カ所
			認知症対応型生活共同介護	1カ所
			認知症対応型通所介護	1カ所
			在宅介護支援センター	1カ所
			ケアハウス	1カ所

通所介護（予防）重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】 電話番号：０４７５－５０－８１００

相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 高島 輝幸・丹羽 美依子

（受付時間 月～金曜日 ９時～１７時）

*…ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

2. デイサービスセンターゆりの木苑の概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

名 称	デイサービスセンターゆりの木苑
所 在 地	千葉県東金市家徳７５６－２
介護保険指定番	通所介護（千葉県 第 １２７１８００１０２ 号）
サービスを提供 す	東金市・山武市・大網白里町・九十九里町 にお住まいの方

*…上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（２）職員体制

職 種	資 格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1		従業員及び業務の管理を一元的に行う
生活相談員	社会福祉主 事任用資格 介護福祉士	2		通所介護計画を立案し、サービスの提供方法について利用者又はその家族に対し、理解しやすいように説明する
機能訓練指導員	作業療法士	0	1	利用者が日常生活を営むのに必要な機能維持を図る
	看護師	1		

看護職員	4		利用者の健康管理を行う
介護職員	1 以上	8 以上	通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう援助を行う

(3) 設備の概要

定 員	7 0 名	静養室	1 2 畳 (2 4 . 1 2 m ²)
食堂兼機能訓練室	2 7 0 . 8 6 m ²	相談室	1 室
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	送迎車	7 台

(4) 営業時間

月～土	1 1 時 0 0 分～1 6 時 0 0 分 (送迎時間は除く)
日	定休日 (1 2 / 3 1 ～1 / 3 の期間はお休みを頂きます)

※ 緊急連絡先電話 Tel. 0 4 7 5 - 5 0 - 8 1 0 0

3. サービス内容

- ① 送迎 車椅子用リフト装備車 2 台 (スタッフ 2 名乗車) を含めた 8 台の車両で、ご自宅まで安全に送迎いたします。
- ② 健康チェック 利用者の健康状態を観察し健康管理に努めるため、看護師が体温・血圧などバイタル等チェックを行います
- ③ レクリエーション 利用者ができるだけ主体的に取り組み、しかも楽しさや喜びを感じるような各種レクリエーションを実施します。
- ④ 食事の提供 エルダリーミール (人生の大先輩に対する、ホスピタリティの食事) をコンセプトに、四季の食材を生かした美味しい食事を栄養のバランスまで考えて提供します。
- ⑤ 入浴 一般浴槽のほか特殊浴槽 2 台をご用意し、利用者の A D L に応じた入浴介助を行います。

- ⑥ 生活相談 利用者及びご家族から寄せられる身体的・精神的及びサービスの利用に関する相談や介護上の問題、制度の利用方法等に関するご相談に応じます。また、ご家族を対象にした「家族介護教室」を定期に開催します。

4. 料金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割です。但し各、負担割合によって異なります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

	1ヶ月あたりの利用料金	介護保険適用時の1ヶ月あたりの自己負担額
要支援1	17,980 円	1,798 円
要支援2（週1回）	18,100 円	1,810 円
要支援2	36,210 円	3,621 円

・加算利用料

栄養アセスメント加算	500 円	50 円
栄養改善加算	2,000 円	200 円
口腔機能向上加算	1,600 円	160 円
若年性認知症利用者受入加算	2,400 円	240 円
一体的サービス提供加算	4,800 円	480 円
生活機能向上グループ活動加算	1,000 円	100 円
科学的介護推進体制加算	400 円	40 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要支援1	880 円	88 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要支援2	1,760 円	176 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に9.2%を乗じた単位数	

※東金市（7級地）の1単位あたりの単価は10.14円となります。

- ・ 昼食費 1食あたり 650円（全額自己負担）
- ・ 滞在費 1日あたり 400円（全額自己負担）
（日用品・レクリエーション費等）
- ・ 通信費 1ヶ月 100円（全額自己負担）
- ・ おむつ代 おむつ（布おむつ・紙おむつ・紙パンツ・尿取りパット等）

使用1枚あたり 100円（全額自己負担）

※…特別食、行事参加費、理美容等は別途料金が掛かります。

※…介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、法廷代理受領が出来なくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、____市・町・村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることが出来ます。

○ キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の当日8時30分までにご連絡いただいた場合	無 料
② ご利用日の当日8時30分までにご連絡がなかった場合	昼食費 650円

（３）支払方法

毎月20日までに前月分の請求をいたします。なお、ご請求させていただきました、料金については、毎月27日（土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座自動引き落とし（口座振替又は自動振り込み）の方法でお支払いいただきます。また、お客様に対して当事業所が提供したサービス実施記録について、複写物を交付した場合は、記録の複写にかかる実費相当額として、B4サイズまで1枚20円を現金にてお支払い頂きます。

5. サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。介護予防総合事業通所型サービス計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。但し、地域包括支援サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援センターとご相談ください。

（２）サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区が、非該当（自立）と認定された場合。但し、この場合、条件を変更して

再度契約する事ができます。

- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払う様に催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. お客様が体調を崩した場合

- ①デイサービスご利用中に、お客様が体調を崩され、緊急を要するときは協力病院の浅井病院に搬送致します。
- ②お客様が通所介護の契約期間中に体調を崩され入院治療をおこない、その後、退院が決まり、再びお客様がデイサービスに通所希望される場合は、主治医より病状、体力的に通所可能な状態であると認められたときにご利用再開となります。また、状況によっては、お客様の状態把握のために、通所前に訪問をさせて頂く場合がございます。

7. 当センターのデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられる様なサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心して送りいただけますよう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。
- ②事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減をはかれるよう援助を行います。
- ③当事業所が行う、通所介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。

(2) サービス利用のために

男性職員の有無	有
時間延長の可否	有
サービスマニュアルの有無	有
職員への研修の実施	前記6の(1)の④参照

(3) サービス利用に当たっての留意事項

①お客様には、サービス利用に当たり、管理者や生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、事業所内の秩序を保ち、相互の親睦に務めていただきますようお願い申し上げます。

②事業所内で次の行為をすることはおやめ下さい。

- i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の通所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- なお、上記iv vの規程に反し、お客様が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をしていただきます。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の悪化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

9. 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年3回実施いたします。
- ・防火責任者 有田大輝

10. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の整備・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。事故発生時は、速やかに利用者の家族、市町村に報告し必要な措置を行います。

- ・安全対策担当者 栗原辰弥

11. 感染症対策

感染症または食中毒の発生及び、まん延等に関する取り組みに向け、指針

の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

1 2. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

1 3. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の通所介護に関するご相談、ご要望、サービス向上に関する内容等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8100 担当者：ゆりの木苑 相談員 高島 輝幸

電話番号：0475-50-8111 社会福祉法人ゆりの木会 管理者 戸村 秀次

(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村へご相談・サービス向上等伝えることができます。

市町村名	東金市	担当	高齢者支援課	Tel	0475-50-1165
市町村名	九十九里町	担当	健康福祉課	Tel	0475-70-3183
市町村名	大網白里市	担当	高齢者支援課	Tel	0475-70-0332
市町村名	山武市	担当	高齢者福祉課	Tel	0475-80-2643

千葉県国保連合会	介護保険課	043-254-7409
	苦情処理係直通番号	043-254-7428

1 5. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名 称 ・ 法 人 種 別：社会福祉法人ゆりの木会

代 表 者 役 職 ・ 氏 名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳 7 5 6 - 2

Tel. 0 4 7 5 - 5 0 - 8 1 1 1

定款の目的に定める事業：① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスホームゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)

II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)

III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)

IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)

V 指定居宅介護支援事業

(居宅介護支援センターゆりの木苑)

VI 認知症対応型生活共同介護

(グループホームゆりの木苑)

VII 認知症対応型通所介護

(通所グループホームゆりの木苑)

営 業 所 数：	居宅介護支援	1 力所
	訪問介護	1 力所
	通所介護	1 力所
	短期入所生活介護	1 力所
	介護老人福祉施設	1 力所
	認知症対応型生活共同介護	1 力所
	認知症対応型通所介護	1 力所
	在宅介護支援センター	1 力所
	ケアハウス	1 力所

訪問介護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】 受付時間 9 時～17 時
電話番号：0475-50-8100 ゆりの木苑 サービス提供責任者 潮田 妙子

*・・・ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

2. ホームヘルパーステーションゆりの木苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ホームヘルパーステーションゆりの木苑
所在地	千葉県東金市家徳 756 番地 2
介護保険指定番号	訪問介護 (千葉県 1271800094 号)
サービスを提供する地域※	東金市・九十九里町・山武市・大網白里市

※・・・上記地域以外の方も希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

	資 格	常勤	非常勤	業務内容
責任者		1		従業員及び業務の管理を一元的に行う
サービス提供責任者	介護福祉士	1		利用申し込みに関わる調整。 訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う
訪問介護員	介護福祉士	1	1 以上	指定訪問介護の提供に当る
	ヘルパ - 1・2 級	1		

令和 5 年 5 月 1 日改定

(3) サービス提供時間帯

毎週月～土曜日	午前 8 時 15 分～午後 4 時 45 分
---------	-------------------------

*…緊急連絡電話番号：0475-50-8100（ゆりの木苑）

*…日曜日・12月31日～1月3日は完全休業とさせていただきます。

3. 主なサービスと目的

（1）身体介護

【食事介助】食事中の事故を防ぎ、安全に美味しく食べられるように配慮した介護をすることで、必要な栄養素等を無理なく摂取し、健康の維持と病気からの回復を促し、心身共に健康な状態で毎日を過ごせる基礎をつくります。

【入浴介助】皮膚や粘膜に付着した老廃物や不要物を除去することによって、皮膚の働きを高めると共に、新陳代謝や血液循環を促進させ、また床ずれや細菌感染を予防し、便通を整えます。

【清拭】身体を清潔に保つ事は気分が爽快になるだけでなく、新陳代謝をよくし、感染の予防、床ずれの予防、便秘の予防等に効果的です。また、身体を拭きながら、無理なく手足を動かすことで関節の拘縮を防ぎます。

【排泄介助】すぐにオムツを使用することなく、ポータブルトイレや便器・尿器等の利用を考えながら、利用者と介護者双方の状況に合わせて、できる限り自立した排泄手段を考え援助を行います。また、現在オムツを使用している方には、利用者のQOLの向上及び介護者の負担軽減を目指し、尿意を取り戻し、オムツを外していく試みを行います。

【整容】整髪やひげ剃り等の整容は、清潔の保持だけでなく、生活のリズム作りや精神的自立に繋がります。

【歯みがき】口腔内の汚れは、虫歯や歯茎の病気予防以外にも、食欲減退や口臭の発生に繋がり、人との会話がおっくうになりがちです。こうしたことを防ぐために口腔内の清潔を保ちます。

【体位交換】床ずれや関節の拘縮を防ぐためには、定期的な体位交換が必要です。オムツや寝巻、シーツ交換、起きあがりなどの一連の動作に関連して体位交換を行います。

【座位確保】座位は臥位に次いで楽な体位であり、しかも寝ている時より、目の位置、高さ、見える範囲が広がり、外界からの刺激が多くなり活動性が促されます。また、座位を保持することは床ずれの予防にも繋がります。

【自立支援】自主性を尊重し、自立した生活ができるよう支援します。

(2) 生活援助

【調理】利用者の身体状況、咀嚼・嚥下・消化・排泄状況に合わせた調理方法、栄養バランス、好み、味加減等を総合的に考え、単に空腹を満たすだけでなく、健康を維持し、食事を楽しみ、生きる意欲を高めます。

【掃除】利用者の長年の習慣を尊重しながら、清潔で住みやすい生活環境と安全を確保すると共に、危険を回避します。

【洗濯】汚れた衣類や下着類は、保温性や吸湿性が衰え、皮膚疾患の原因にも繋がります。利用者に常に清潔な肌着や衣類を身につけて頂き、清潔の保持を実践するため洗濯を行います。

【買い物】利用者の希望・要望（品物・値段・店・メーカー等）を尊重しながら、買い物を援助することで、社会性の保持や生活の場を広げます。

4. その他のサービス

【介護相談】利用者やその家族の機能維持や低下防止のため、他の機関や専門職と連携をとりながら、ご家族からの各種ご相談に応じます。

5. 利用料金

(1) 利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割から3割です。ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表－基本料金・昼間－】※地域区分東金市（7級地）の単位数は10.21円となります。

身体介護	20分未満	20分 ～30分未満	30分 ～60分未満	
	163単位	244単位	387単位	
生活援助	20分 ～45分未満	45分 ～60分		
	179単位	220単位		
身体生活	身体1生活1 (40分～60分)	身体1生活2 (70分～90分)	身体2生活1 (70分～90分)	身体2生活2 (100分～120分)
	309単位	374単位	452単位	517単位

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、お客様の訪問介護計画に定められた標準的な時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※特定事業所加算

- ①全ての訪問介護員の個別研修計画作成と研修実施・予定をしていること。
- ②利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の伝達、報告をしていること。
- ③サービス提供責任者による利用者情報等の伝達、報告をしていること。
- ④ 定期的な健康診断を実施していること。
- ⑤ 緊急時等における対応方法を明示していること。
- ⑥ 全てのサービス提供責任者の個別研修計画作成実施していること
- ⑦前年度又は算定日が属する月の前3月訪問介護員等総数のうち、介護福祉士の数が3割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が5割以上であること。
- ⑧全てのサービス提供責任者が実務経験3年以上の介護福祉士又は実務経験5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了若しくは1級課程修了者であること

※1を超えるサービス提供責任者が必要な場合は、2人以上の常勤

⑨人員基準に基づき置かなければいけない常勤のサービス提供責任者数を上回る数の常勤のサービス提供責任者を配置している（利用者数が80人未満の事業所に限る）

⑩前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者総数のうち要介護4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者並びにたん吸引等の行為を必要とする利用者。

⑪前年度又は、算定日が属する月の3月の利用者総数のうち要介護3、4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者並びにたん吸引等の行為を必要とする利用者。

＜加算Ⅰ（20%乗じる）＞①、②、③、④、⑤、⑦、⑧、⑩

＜加算Ⅱ（10%乗じる）＞①、②、③、④、⑤、⑦又は⑧

＜加算Ⅲ（10%乗じる）＞①、②、③、④、⑤、⑩

＜加算Ⅳ（3%乗じる）＞②、③、④、⑤、⑥、⑨、⑪

＜加算Ⅴ（3%乗じる）＞

※介護職員処遇改善加算Ⅰ

基本料金に24.5%を乗じた金額

※生活機能向上連携加算（Ⅰ）

訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションの理学療法士・

作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受ける事ができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合は、月１００円の料金が発生します。

※初期加算

新規に訪問介護計画を作成したお客様に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合は、初回２００円の自己負担と基本料金が発生致します。（２ヶ月利用がなかった場合も同様）

※緊急訪問介護加算

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者、又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に１回に対し１００円の料金が発生致します。

（２）交通費

前記２の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。なお、利用者の居住地が通常の事業実施地域外の場合は、実費相当額の交通費を頂きます。

またその際に自動車を使用した場合の交通費は、片道２kmまでは無料、以後２km毎に１００円を頂きます。

（３）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。（連絡先 TEL:0475-50-8111）

①ご利用日の前日午後５時 00 分までにご連絡頂いた場合	無 料
②ご利用日の前日午後５時 00 分までにご連絡がなかった場合	介護保険適用時の１回あたりの自己負担額

（４）その他

①お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は、お客様のご負担になります。

②お客様に対して当事業所が提供したサービス実施記録については、複写物の

交付を致します。ただし、記録の複写にかかる実費相当額として、Ｂ４サイズまで１枚２０円を頂きます。

① 料金のお支払い方法

毎月20日までに前月分の請求を致します。なお、ご請求させて頂きました料金については、毎月27日(土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座自動引き落とし(口座振替又は自動振り込み)の方法でお支払い頂きます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅介護サービス事業所の介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書にてお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)、介護予防と認定された場合。但し、この場合、条件を変更して再度契約する事ができます。
- ・ お客様がお亡くなりになった場合。

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合お客様は文書で解約を通知する事によって即座にサービスを終了する事ができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族等が当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心してお送り頂けますよう、一人

ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。

- ②事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。
- ③当事業所が行う訪問介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④当事業所では、訪問介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております

(2) サービス利用のため

ホームヘルパーの変更	変更を希望される方はお申し出下さい
訪問介護員等への研修の実施	前記6の(1)の④参照

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中の容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・歯科医・救急隊・親族・介護支援専門員等へ連絡致します。

主治医	病院名	
	医師名	
	住 所	
	電話番号	

○緊急連絡先

第1連絡先

氏 名	続柄()
住 所	〒
携帯電話	
固定電話	

第2連絡先

氏 名	続柄()
住 所	〒
携帯電話	

固定電話	
------	--

8. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実践するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。

安全対策担当者：栗原辰弥

9. 感染症対策

感染症の発生および蔓延等に関する取り組みに向け、委員会の開催、指針の整備 研修や訓練の実践等を行っています。

10. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

11. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じてまいります。

従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

サービス内容に関するお客様ご要望窓口

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の訪問介護に関するご相談・ご要望等を承ります。

【お客様ご要望窓口】 受付時間 9時～17時

電話番号：0475-50-8100 相談担当者： サービス提供責任者 潮田 妙子

電話番号：0475-50-8111 社会福祉法人ゆりの木会 施設長 戸村 秀次

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・要望窓口等に苦情を伝えることができます。

千葉県国保連合会 介護保険課 043-254-7409

苦情処理係直通電話 043-254-7428
 第三者委員 小森 武祥 0475-58-3208

	東金市	高齢者支援課	0475-50-1219
	九十九里町	健康福祉課	0475-70-3184
	山武市	高齢福祉課	0475-80-2641
	大網白里市	高齢者支援課	0475-70-0332

11. 社会福祉法人ゆりの木の会の概要

名 称 ・ 法 人 種 別 : 社会福祉法人ゆりの木会

代 表 者 役 職 ・ 氏 名 : 理事長 浅井 禎之

法 人 本 部 所 在 地 ・ 電 話 番 号 : 千葉県東金市家徳 756-2
 TEL. 0475-50-8111

定款の目的に定める事業 : 1. 第一種社会福祉事業

- ①特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営
- ②ケアハウスゆりの木苑の設置経営

2. 第二種社会福祉事業

- ①老人短期入所事業(ゆりの木苑)
- ②老人デイサービス事業(ゆりの木苑)
- ③訪問介護(ゆりの木苑)
- ④在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)
- ⑤老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)
- ⑥認知症対応型共同生活事業(ゆりの木苑)
- ⑦認知症対応型通所介護事業(ゆりの木苑)

営 業 所 数 : 居宅介護支援 1カ所
 訪問介護 1カ所
 通所介護 1カ所
 認知症対応型共同生活介護 1カ所
 短期入所生活介護 1カ所
 介護老人福祉施設 1カ所
 ケアハウス 1カ所
 在宅介護支援 1カ所
 認知症対応型通所介護 1カ所

訪問型独自サービス（介護予防・日常生活総合支援事業）

重事項説明書

令和6年4月1日改定

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】（受付時間 9時～17時）
電話番号：0475-50-8100 相談担当者：サービス提供責任者 潮田 妙

*…ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

2. ホームヘルプステーションゆりの木苑の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ホームヘルプステーションゆりの木苑
所在地	千葉県東金市家徳756番地2
介護保険指定番号	介護予防訪問介護（千葉県1271800094号）
サービスを提供地域	東金市・九十九里町

※…上記地域以外の方も希望の方はご相談下さい。

（2）事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
責任者	介護福祉士	1		従業員及び業務の管理を一元的に行う
サービス提供責任者	介護福祉士	1		利用申し込みに関わる調整。介護予防訪問介護員に対する技術指導、訪問サービス計画の作成等
訪問介護員	介護福祉士	1	2以上	指定介護予防訪問介護の提供に当たる
	ヘルパ-2級	1		

（3）サービス提供時間

毎週月～土曜日	午前8時15分～午後4時45分
---------	-----------------

*…緊急連絡電話番号：0475-50-8100（ゆりの木苑）

*…日曜日・12月31日～1月3日は完全休業とさせていただきます。

3. 利用料金

（1）利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の

1割～3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表－基本料金・昼間－】

介護予防・訪問型独自介護費（Ⅰ）	1 1 7 6 単位
位	
介護予防・訪問型独自介護費（Ⅱ）	2 3 4 9 単位
介護予防・訪問型独自介護費（Ⅲ）	3 7 2 7 単位

※地域区分

東金市（7級地）の単位数は10.21円となります。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ

基本料金に24.5%を乗じた金額

※初回加算

新規に訪問型独自サービス計画を作成したお客様に対して、初回に実施した訪問と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合は、初回200円の自己負担と基本料金が発生致します。（2ヶ月利用がなかった場合も同様）

※生活機能向上連携加算（Ⅰ）

訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士言語聴覚士・医師からの助言を受ける事ができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画書を作成した場合は、月100円の料金が発生します。

（2）交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。なお、利用者の居住地が通常の事業実施地域外の場合は、実費相当額の交通費を頂きます。またその際に自動車を使用した場合の交通費は、片道2kmまでは無料、以後2km毎に100円を頂きます。

（3）その他

- ①お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。
- ②お客様に対して当事業所が提供したサービス実施記録については、複写物の交付を致します。ただし、記録の複写にかかる実費相当額として、B4サイズまで1枚20円を頂きます。
- ③料金のお支払い方法
毎月20日までに前月分の請求を致します。なお、ご請求させて頂きました料

金については、毎月 27 日（土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座自動引き落とし（口座振替又は自動振り込み）の方法でお支払い頂きます。

4. サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

- ①地域包括支援センターとご相談下さい。
- ②当事業所職員がお伺い致します。訪問型独自サービス計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

- ①お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書にてお申し出下さい。
- ②当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知致します。
- ③自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。
 - ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合又は要介護認定を受けた場合。但し、この場合、条件を変更して再度契約する事ができます。
 - ・ お客様がお亡くなりになった場合。
- ④その他
 - ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合お客様は文書で解約を通知する事によって即座にサービスを終了する事ができます。
 - ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 14 日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族等が当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

5. 当事業所の訪問型独自介護サービスの特徴等

（１）運営の方針

- ①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心してお送り頂けますよう、一人ひとり

に見合った利用者本位のサービス提供を行います。

- ②事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その者が可能な限りの居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行います。
- ③当事業所が行う訪問介護の事業は、市町、地域包括支援センター、他の保健・医療福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④当事業所では、訪問介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。

(2) サービス利用のため

ホームヘルパーの変更	変更を希望される方はお申し出下さい
訪問介護員等への研修の実施	前記5の(1)の④参照

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中の容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・歯科医・救急隊・親族・地域包括支援センター等へ連絡致します。

主治医	病院名	
	医師名	
	住 所	
	電話番号	
緊急時 第1 連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	携帯電話	
緊急時 第2 連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	携帯電話	

7. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実践するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。

安全対策担当者：栗原辰弥

8. 感染症対策

感染症の発生および蔓延等に関する取り組みに向け、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実践等を行っています。

10. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

11. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じてまいります。
従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. サービス内容に関するお客様ご要望窓口

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の訪問型サービスに関するご相談・要望・苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】受付時間 9時～17時			
電話番号:0475-50-8100	相談担当者:ゆりの木苑	サービス提供責任者	潮田 妙子
電話番号:0475-50-8111	相談担当者:社会福祉法人ゆりの木会	施設長	戸村 秀次
電話番号:0475-58-3208	第三者委員	小埜 武祥	

(2) その他

当事業所以外に、市町の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます

千葉県国保連合会 介護保険課 043-254-7409

	東金市	高齢者支援課	0475-50-1219
	九十九里町	健康福祉課	0475-70-3184

13. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名 称 ・ 法 人 種 別 : 社会福祉法人ゆりの木会

代 表 者 役 職 ・ 氏 名 : 理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：
千葉県東金市家徳 756-2 TEL. 0475-50-8111

定款の目的に定める事業

① 第一種社会福祉事業

- I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営
- II ケアハウスゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

- I 老人短期入所事業（ゆりの木苑）
- II 老人デイサービス事業（ゆりの木苑）
- III 訪問介護（ゆりの木苑）
- IV 在宅介護支援センター運営事業（ゆり木苑）
- V 老人居宅介護等事業（ゆりの木苑）
- VI 認知症対応型共同生活介護事業（ゆりの木苑）
- VII 認知症対応型通所介護事業（ゆりの木苑）

営	業	所	数	:	居宅介護支援	1 力所
					訪問介護	1 力所
					通所介護	1 力所
					認知症対応型共同生活介護	1 力所
					短期入所生活介護	1 力所
					介護老人福祉施設	1 力所
					ケアハウス	1 力所
					在宅介護支援	1 力所
					認知症対応型通所介護	1 力所

認知症対応型通所介護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】

電話番号：０４７５－５０－８１００

相談担当者：まさきデイサービスゆりの木苑

管理者 高島 輝幸

（受付時間 月～金曜日 ９時～１７時）

相談員 丹羽 美依子

*…ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

2. 認知症対応型通所介護概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

名 称	認知症対応型通所介護
所 在 地	千葉県東金市家徳７５２－９
介護保険指定番号	認知症対応型通所介護（第１２９１８０００８２号）
サービスを提供する 対象地域＊	東金市に在住の方 大網白里町・九十九里町・山武市の方（応相談）

（２）職員体制

職種	員数	常 勤		非常勤		保有資格等
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			介護福祉士
看護師	1	1				看護師
相談員	2		2			介護福祉士・社会福祉主事
介護職員	8	1	1	6		介護福祉士

昼 間 の 体 制	日勤４名（８：３０～１７：１０）
-----------	------------------

（３）定員

利 用 者 数	定員 24 名（2 ユニット）
---------	-----------------

（４）事業所の概要

事 業 所 名	まさきデイサービスゆりの木苑
事 業 の 目 的	本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、施設に通いながら家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
事 業 の 方 針	① 本事業所において提供する認知症対応型通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 ③ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 ④ 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
事 業 所 の 管 理 者 名	高島 輝幸
開 設 年 月 日	平成 24 年 9 月 1 日
指 定 事 業 者 番 号	1291800082
所 在 地 ・ 電 話 ・ F a x	千葉県東金市家徳 7 5 2－9 TEL 0475－50－8100 FAX 0475－50－8112
交 通 の 便	電車の場合／ＪＲ東金駅下車、九十九里鉄道バス①番線に乗車し家徳横丁下車、徒歩 7 分。東金駅よりタクシーで約 10 分。大網駅よりタクシーで約 20 分。自動車の場合／国道 126 号線と片貝県道の交差点(堀上)を九十九里方面へ右折、4 つ目信号脇に施設入り口看板あり。

敷 地 概 要	千葉県東金市家徳 7 5 2－1 2 /－1 3 /－1 4 1.040 m² 地権者：社会福祉法人ゆりの木会
---------	---

建 物 概 要	構造：ＲＣ地上１階 延床面積：２９３．０６㎡
---------	------------------------

３．料金について

（１）利用料金 ・ デイサービス利用料 介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の負担割合証に基づいた負担となります。また単価については地域区分に基づいて計算になります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

	５時間以上６時間未満		６時間以上７時間未満		７時間以上８時間未満	
介護度	介護保険	利用者負担 (１割)	介護保険	利用者負担 (１割)	介護保険	利用者負担 (１割)
要介護１	８，５８０	８５８	８，８００	８８０	９，９４０	９９４
要介護２	９，５００	９５０	９，７４０	９７４	１１，０２０	１，１０２
要介護３	１０，４００	１，０４０	１０，６６０	１，０６６	１２，１００	１，２１０
要介護４	１１，３２０	１，１３２	１１，６１０	１，１６１	１３，１９０	１，３１９
要介護５	１２，２５０	１，２２５	１２，５６０	１，２５６	１４，２７０	１，４２７
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

加算料金

	介護保険	利用者負担 (１割)		介護保険	利用者負担 (１割)
入浴介助加算 (Ⅰ)	４００円	４０円/日	口腔機能向上加算 (Ⅰ)	１５００円	１５０円/回
入浴介助加算 (Ⅱ)	５５０円	５５円/日	口腔機能向上加算 (Ⅱ)	１６００円	１６０円/回
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	１０００円	１００円/ ３ヶ月１回	栄養アセスメント 加算	５００円	５０円/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	２０００円	２００円/月	ＡＤＬ維持加算 (Ⅰ)	３００円	３０円/月
個別機能訓練加	２７０円	２７円/日	ＡＤＬ維持加算	６００円	６０円/月

算（Ⅰ）		
個別機能訓練加算（Ⅱ）	200円	20円/月
若年性認知症利用者受入加算	600円	60円/日
栄養改善加算	2000円	200円/3ヶ月2回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	200円	20円/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	50円	5円/6ヶ月1回

（Ⅱ）		
科学的介護推進体制加算	400円	40円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円	22円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	180円	18円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	60円	6円/回

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に18.1%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に17.4%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に15.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅳ	所定単位数に12.2%を乗じた単位数

地域区分 ※東金市（7級地）の1単位あたりの単価は10.17円となります。

・感染症、災害の発生で利用者数の減少が一定以上生じている場合は基本報酬に3%加算になります。

・中山間地域等へのサービス提供加算は所定単位数に5%乗じた単位数になります。

- ・食費 1食あたり 400円（全額自己負担）
- ・滞在費 1日あたり 400円（全額自己負担）
- ・通信費 1ヶ月あたり 100円（全額自己負担）
- ・歯ブラシ代 1ヶ月あたり 100円（全額自己負担）
- ・おむつ代 おむつ（布おむつ・紙おむつ・紙パンツ・尿取りパット等）
使用1枚あたり100円（全額自己負担）

※…滞在費は日用品等とサービス費になります。

※…この他、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

※…介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、法廷代理受領ができません。

く なる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、 サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市・町・村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

（２） キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の当日８時３０分までにご連絡いただいた場合	無 料
② ご利用日の当日８時３０分までにご連絡がなかった場合	介護保険適用時の１日あたりの自己負担額

（３） 支払方法

毎月２０日までに前月分の請求をいたします。なお、ご請求させていただきました料金については、毎月２７日（土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座自動引き落とし口座振替又は自動振り込み）の方法でお支払いいただきます。また、お客様に対して当事業所が提供したサービス実施記録について、複写物を交付した場合は、記録の複写にかかる実費相当額として、Ｂ４サイズまで１枚２０円を現金にてお支払い頂きます。

４． サービスの利用方法

（１） サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺い致します。通所介護計画作成と同時に契約を結びサービスの提供を開始します。但し居宅サービス計画の作成を依頼している場合は事前に介護支援専門員とご相談下さい。

（２） サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了１ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区が、非該当

(自立)または、要支援と認定された場合。但し、この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終

了

させていただきます場合がございます。

5. 当施設の特徴等

(1) 運営の方針

①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられる様なサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心して送りいただけますよう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。

②事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者のご家族の身体的・精神的負担

の軽減をはかれるよう援助を行います。

③当事業所が行う、通所介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。

④当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。

(2) サービス利用のために

時間延長の可否	有
サービスマニュアルの有無	有

(3) サービス利用に当たっての留意事項

①お客様には、サービス利用に当たり、管理者や生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、事業所内の秩序を保ち、相互の親睦に務めていただきますようお願い申し上げます。

②事業所内で次の行為をすることはおやめ下さい。

- i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の通所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- なお、上記iv vの規程に反し、お客様が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をしていただきます。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の悪化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

7. 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年3回実施いたします。
- ・防火責任者 有田大輝

8. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の整備・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。事故発生時は、速やかに利用者の家族、市町村に報告し必要な措置を行います。

- ・安全対策担当者 栗原辰弥

9. 感染症対策

感染症または食中毒の発生及び、まん延等に関する取り組みに向け、指針

の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

10. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

11. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の通所介護に関するご相談、ご要望、サービス向上に関する内容等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8100 担当者：ゆりの木苑 管理者 高島輝幸

電話番号：0475-50-8111 社会福祉法人ゆりの木会 相談員 丹羽美依子
(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村へご相談・サービス向上等伝えることができます。

市町村名	東金市	担当	高齢者支援課	Tel	0475-50-1165
市町村名	九十九里町	担当	健康福祉課	Tel	0475-70-3183
市町村名	大網白里市	担当	高齢者支援課	Tel	0475-70-0332
市町村名	山武市	担当	高齢者福祉課	Tel	0475-80-2643
千葉県国保連合会			介護保険課		043-254-7409
			苦情処理係直通番号		043-254-7428

15. 社会福祉法人ゆりの木の会の概要

名 称 ・ 法 人 種 別：社会福祉法人ゆりの木会

代 表 者 役 職 ・ 氏 名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳756-2

Tel. 0475-50-8111

定款の目的に定める事業：① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスホームゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)

II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)

III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)

IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)

V 指定居宅介護支援事業

(居宅介護支援センターゆりの木苑)

VI 認知症対応型生活共同介護

(グループホームゆりの木苑)

VII 認知症対応型通所介護

(通所グループホームゆりの木苑)

営	業	所	数：居宅介護支援	1カ所
			訪問介護	1カ所
			通所介護	1カ所
			短期入所生活介護	1カ所
			介護老人福祉施設	1カ所
			認知症対応型生活共同介護	1カ所
			認知症対応型通所介護	1カ所

在宅介護支援センター
ケアハウス

1 場所
1 場所

認知症対応型通所介護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】

電話番号：０４７５－５０－８１００

相談担当者：まさきデイサービスゆりの木苑

管理者 高島 輝幸

（受付時間 月～金曜日 ９時～１７時）

相談員 丹羽 美依子

*…ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

2. 認知症対応型通所介護概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

名 称	認知症対応型通所介護
所 在 地	千葉県東金市家徳 7 5 2 - 9
介護保険指定番号	認知症対応型通所介護（ 第 1 2 9 1 8 0 0 0 8 2 号）
サービスを提供する 対象地域 *	東金市に在住の方 大網白里町・九十九里町・山武市の方（応相談）

（２）職員体制

職種	員数	常 勤		非常勤		保有資格等
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			介護福祉士
看護師	1	1				看護師
相談員	2		2			介護福祉士・社会福祉主事
介護職員	8	1	1	6		介護福祉士

昼 間 の 体 制	日勤 4 名（ 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 0 ）
-----------	-------------------------------

（３）定員

利 用 者 数	定員 2 4 名（ 2 ユニット）
---------	-------------------

(4) 事業所の概要

事業所名	まさきデイサービスゆりの木苑
事業の目的	本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、施設に通いながら家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
事業の方針	① 本事業所において提供する認知症対応型通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 ③ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 ④ 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
事業所の管理者名	高島 輝幸
開設年月日	平成24年9月1日
指定事業者番号	1291800082
所在地・電話・Fax	千葉県東金市家徳752-9 TEL 0475-50-8100 FAX 0475-50-8112
交通の便	電車の場合／JR東金駅下車、九十九里鉄道バス①番線に乗車し家徳横丁下車、徒歩7分。東金駅よりタクシーで約10分。大網駅よりタクシーで約20分。自動車の場合／国道126号線と片貝県道の交差点(堀上)を九十九里方面へ右折、4つ目信号脇に施設入り口看板あり。

敷地概要	千葉県東金市家徳 752-12/-13/-14 1.040㎡ 地権者：社会福祉法人ゆりの木会
建物概要	構造：RC地上1階 延床面積：293.06㎡

3. 料金について

(1) 利用料金 ・ デイサービス利用料 介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の負担割合証に基づいた負担となります。また単価については地域区分に基づいて計算になります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

	6 時間以上 7 時間未満		7 時間以上 8 時間未満	
介護度	介護保険	利用者負担 (1 割)	介護保険	利用者負担 (1 割)
要支援 1	7, 6 0 0	7 6 0	8, 6 1 0	8 6 1
要支援 2	8, 5 1 0	8 5 1	9, 6 1 0	9 6 1
	(円)	(円)	(円)	(円)

加算料金

	介護保険	利用者負担 (1 割)		介護保険	利用者負担 (1 割)
入浴介助加算 (Ⅰ)	4 0 0 円	4 0 円/日	口腔機能向上加算 (Ⅰ)	1 5 0 0 円	1 5 0 円/回
入浴介助加算 (Ⅱ)	5 5 0 円	5 5 円/日	口腔機能向上加算 (Ⅱ)	1 6 0 0 円	1 6 0 円/回
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	1 0 0 0 円	1 0 0 円/ 3 ヶ月 1 回	栄養アセスメント 加算	5 0 0 円	5 0 円/月
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	2 0 0 0 円	2 0 0 円/月	A D L 維持加算 (Ⅰ)	3 0 0 円	3 0 円/月
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	2 7 0 円	2 7 円/日	A D L 維持加算 (Ⅱ)	6 0 0 円	6 0 円/月
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	2 0 0 円	2 0 円/月	科学的介護推進	4 0 0 円	4 0 円/月

算（Ⅱ）		
若年性認知症利用者受入加算	600円	60円/日
栄養改善加算	2000円	200円/3ヶ月2回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	200円	20円/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	50円	5円/6ヶ月1回

体制加算		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円	22円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	180円	18円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	60円	6円/回

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に18.1%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に17.4%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に15.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅳ	所定単位数に12.2%を乗じた単位数

地域区分 ※東金市（7級地）の1単位あたりの単価は10.17円となります。

- ・感染症、災害の発生で利用者数の減少が一定以上生じている場合は基本報酬に3%加算になります。
- ・中山間地域等へのサービス提供加算は所定単位数に5%乗じた単位数になります。

- ・食費 1食あたり 400円（全額自己負担）
- ・滞在費 1日あたり 400円（全額自己負担）
- ・通信費 1ヶ月あたり 100円（全額自己負担）
- ・歯ブラシ代 1ヶ月あたり 100円（全額自己負担）
- ・おむつ代 おむつ（布おむつ・紙おむつ・紙パンツ・尿取りパット等）使用1枚あたり100円（全額自己負担）

※…滞在費は日用品等とサービス費になります。

※…この他、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

※…介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、法廷代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市・町・村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受け

ることができます。

(2) キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

③ ご利用日の当日 8 時 30 分までにご連絡いただいた場合	無 料
④ ご利用日の当日 8 時 30 分までにご連絡がなかった場合	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額

(3) 支払方法

毎月 20 日までに前月分の請求をいたします。なお、ご請求させていただきました料金については、毎月 27 日(土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座自動引き落とし(口座振替又は自動振り込み)の方法でお支払いいただきます。また、お客様に対して当事業所が提供したサービス実施記録について、複写物を交付した場合は、記録の複写にかかる実費相当額として、B4 サイズまで 1 枚 20 円を現金にてお支払い頂きます。

4. サービスの利用方法

(2) サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺い致します。通所介護計画作成と同時に契約を結びサービスの提供を開始します。但し居宅サービス計画の作成を依頼している場合は事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区が、非該当(自立)または、要支援と認定された場合。但し、この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った

場合、又は当事業所が破産した場合お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了

了

させていただきます場合がございます。

5. 当施設の特徴等

(1) 運営の方針

①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられる様なサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心して送りいただけますよう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。

②事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者のご家族の身体的・精神的負担

の軽減をはかれるよう援助を行います。

③当事業所が行う、通所介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。

④当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。

(2) サービス利用のために

時間延長の可否	有
サービスマニュアルの有無	有
職員への研修の実施	前記5の(1)の④参照

(3) サービス利用に当たっての留意事項

①お客様には、サービス利用に当たり、管理者や生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、事業所内の秩序を保ち、相互の親睦に務めていただきますようお願い申し上げます。

②事業所内で次の行為をすることはおやめ下さい。

- i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の通所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- なお、上記iv vの規程に反し、お客様が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をしていただきます。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の悪化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

7. 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年3回実施いたします。
- ・防火責任者 有田大輝

8. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の整備・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。事故発生時は、速やかに利用者の家族、市町村に報告し必要な措置を行います。

- ・安全対策担当者 栗原辰弥

9. 感染症対策

感染症または食中毒の発生及び、まん延等に関する取り組みに向け、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

10. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

1 1. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の通所介護に関するご相談、ご要望、サービス向上に関する内容等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8100 担当者：ゆりの木苑 管理者 高島輝幸
電話番号：0475-50-8111 社会福祉法人ゆりの木会 相談員 丹羽美依子
(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村へご相談・サービス向上等伝えることができます。

市町村名	東金市	担当	高齢者支援課	Tel	0475-50-1165
市町村名	九十九里町	担当	健康福祉課	Tel	0475-70-3183
市町村名	大網白里市	担当	高齢者支援課	Tel	0475-70-0332
市町村名	山武市	担当	高齢者福祉課	Tel	0475-80-2643
千葉県国保連合会			介護保険課		043-254-7409
			苦情処理係直通番号		043-254-7428

1 5. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳756-2

Tel. 0475-50-8111

定款の目的に定める事業：① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスホームゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)

- Ⅱ 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)
- Ⅲ 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)
- Ⅳ 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)
- Ⅴ 指定居宅介護支援事業
(居宅介護支援センターゆりの木苑)
- Ⅵ 認知症対応型生活共同介護
(グループホームゆりの木苑)
- Ⅶ 認知症対応型通所介護
(通所グループホームゆりの木苑)

営	業	所	数：居宅介護支援	1カ所
			訪問介護	1カ所
			通所介護	1カ所
			短期入所生活介護	1カ所
			介護老人福祉施設	1カ所
			認知症対応型生活共同介護	1カ所
			認知症対応型通所介護	1カ所
			在宅介護支援センター	1カ所
			ケアハウス	1カ所

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口（問い合わせ）

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-53-3555 相談担当者：居宅介護支援センター 管理者 大森 孝太
(受付時間 8時30分～17時00分)

2. 居宅介護支援センターゆりの木苑の概要

① 居宅介護支援の指定事業所番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援センターゆりの木苑
所在地	千葉県東金市家徳756-2
介護保険指定事業所番号	居宅介護支援 千葉県 1271800029
サービスを提供する地域	東金市 大網白里市 九十九里町 山武市

② 事業所の職員体制 () は兼務

	常勤	非常勤	業務内容
主任介護支援専門員 管理者	1人以上		従業員及び業務の管理を一元的に行う
介護支援専門員	3 (1) 人 以上	1人以上	指定居宅介護支援の提供に当たる

③ 事業所の営業時間

通年(月～土) * …12月31日～1月3日休業	8時30分～17時10分 * 緊急時必要に応じて 24 時間の連絡相談対応が可能です。
-----------------------------	--

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接し情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料金等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者に居宅サービス事業所の選択を求めます。
* 利用者は複数の居宅サービス事業所の紹介を求め選択する事が可能です。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
* 利用者は当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。

- ⑤ 居宅サービス計画作成後においては、利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
また、居宅サービス計画の目標に沿ってサービス提供されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- * 利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンス、モニタリングをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行う場合があります。
- ⑥ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更の申請代行等、必要な支援を行います。

4. 利用料金

要介護認定を受けた場合には、介護保険制度により全額給付となるため利用料金の自己負担金はございません。ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により法定代理受領ができない場合には居宅介護支援費全額負担となります。その場合、事業所からサービス提供証明書を受け取り、保険者に提出することで払い戻しを受けられます。

○料金表（地域区分割合 7 級地 10.21 加算含む）

① 居宅介護支援費Ⅰ 基本料金

要介護区分 取り扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3・4・5
介護支援専門員 1 人あたりの 取り扱い件数が 45 件未満	居宅介護支援費Ⅰ 11,088 円	居宅介護支援費Ⅰ 14,406 円
〃 45 件以上 60 件未満	居宅介護支援費Ⅱ 5,554 円	居宅介護支援費Ⅱ 7,187 円
〃 60 件以上	居宅介護支援費Ⅲ 3,328 円	居宅介護支援費Ⅲ 4,308 円

② 加算料金

特定事業所加算 (Ⅰ) 5,298 円	① 常勤専従の主任介護支援専門員を 2 名配置 ② 常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置 ③ 利用者情報等の伝達等のための会議の定期的開催 ④ 24 時間連絡体制と利用者等の相談対応体制の確保 ⑤ 算定月の総利用者数のうち要介護 3～5 の割合が 40%以上 ⑥ 計画的な研修を実施 ⑦ 地域包括支援センターからの困難事例への対応 ⑧ ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること ⑨ 特定事業所集中減算を算定していないこと ⑩ 介護支援専門員 1 人あたりの利用者平均件数が 45 件未満である。 ⑪ 介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎機技術に関する実習」等協力または協力体制を確保 ⑫ 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施 ⑬ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォর্মールサービス含む）が包括的に提供されるようなケアプランを作成
---------------------------	---

特定事業所加算 (Ⅱ) 4,298 円	① 常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置 及び、上記②③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬の基準に適合
特定事業所加算 (Ⅲ) 3,297 円	① 常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置 ② 常勤専従の介護支援専門員を 2 名以上配置 及び、上記③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬の基準に適合
特定事業所加算 (A) 1,163 円	① 常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置 ② 常勤専従、非常勤専従の介護支援専門員をそれぞれ 1 名配置。ただし、 常勤は他事業所との兼務可 及び、上記③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬の基準に適合、ただし、④⑥⑪⑫は 事業所との連携でも可

- ・ 初回加算 3,063 円
- ・ 特定事業所医療介護連携加算 1,276 円
- ・ 入院時情報連携加算 (Ⅰ) 2,552 円
- ・ 入院時情報連携加算 (Ⅱ) 2,042 円
 - * 入院となった場合、利用者およびその家族に担当の介護支援専門員の連絡先を入院先医療機関に伝えてもらうよう依頼します。
- ・ 退院・退所加算

	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
連携 1 回	4,594 円	6,126 円
連携 2 回	6,126 円	7,657 円
連携 3 回	×	9,189 円

通院時情報連携加算 510 円

- ・ ターミナルケアマネジメント加算 4,084 円
 - * 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行う緊急時等居宅カンファレンス加算 2,042 円

③減算料金

高齢者虐待防止措置未実施減算 (所定単位数の 99%)

業務継続計画未策定減算 (所定単位数の 99%)

事業所と同一建物の利用者、またはこれ以上の同一建物の利用者 20 人以上に提供する場合

所定単位数の 95%で算定

運営規準減算 所定基本料金の 50/100 に相当する金額。

特定事業所集中減算 2,042/月 (基本料金)

④解約料

利用者の都合により解約となる場合、4-①所定料金が全額負担となり、当事業所へ現金での支払いとなります。

ただし、千葉県国民健康保険団体連合会への給付管理票の提出終了後の解約となる場合、

解約金の負担はございません。

5. サービスの利用方法

①サービスの利用開始

当事業所への相談後、職員の面接訪問。契約を締結しサービス提供を開始します。

②サービスの終了

イ) 利用者の都合でサービスを終了する場合、文書による申し出でいつでも解約できます。

ロ) 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了となる場合、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の居宅介護支援事業者を紹介します。

ハ) 自動終了、以下の場合、双方の通知なく自動終了となります。

A) 利用者が介護保険施設に入院・入所した場合

B) 利用者の要介護認定区分が非該当(自立・要支援1. 2)と認定された場合

C) 利用者が死亡した場合

③サービス内容に関する事

イ) マネジメントの公正中立性の確保(別紙参照)

ロ) 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等の評価

利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行なったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合も基本報酬の算定を可

ハ) 訪問回数の多いケアプラン等の届出について

④その他

利用者やその家族等が当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの

背信行為を行った場合には、文書で通知することにより即座にサービス終了となります。

6. 事業者の居宅介護支援の特徴等

①運営の方針

事業者では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供します」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、住み慣れた自宅での日常生活が送れるよう支援します。また、常に利用者の立場に立ち、個人の意思及び人格を尊重し、特定の居宅サービス事業者に偏ることがないように公正中立なサービス提供を行います。

②居宅介護支援 実施概要

イ) 利用者1人ひとりのケアの目標を明確にし、自立の姿を目指します。

ロ) ケアプラン作成者がケアの判断基準や根拠を明らかにします。

ハ) 職種を越えた共通言語によって、多種多様なスタッフと共通理解のもとでケアの連携を図ります。

③サービス利用のために

介護支援専門員の変更	利用者の申し出により変更可能。
調査(課題把握)の方法	ガイドライン等による(前記6の②の口参照)
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	前記4の④参照

7. 非常災害対策

・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。

・防災訓練 年3回実施いたします。

- ・ 防火責任者 有田大輝

8. 安全管理体制

- ・ 事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業員にたいする研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。事故発生時は、速やかに利用者の家族、市町村に報告し必要な措置を行います。
- ・ 安全対策担当者 栗原辰弥

9. 感染症対策

感染症の発生および蔓延等に関する取り組みに向け、委員会の開催・指針の整備・研修や訓練の実施等を行っています。

10. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。
虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。
事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

11. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. サービス内容に関する苦情

① 事業者・事業所のサービス相談・苦情窓口

電話番号：0475-53-3555			
相談担当者：居宅介護支援センター 管理者 大森 孝太			
電話番号：0475-50-8111			
相談担当者：社会福祉法人ゆりの木会 施設長 戸村 秀次			
(受付時間 8時30分～17時00分)			
第三者委員	おの	たけよし	武祥 0475-58-3208

②事業者以外の、市町村相談、苦情窓口

	東金市	高齢者支援課	0475-50-1219
	九十九里町	健康福祉課	0475-70-3184
	大網白里市	高齢者支援課	0475-70-0309
	山武市	高齢者福祉課	0475-80-2641

※千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理係 043-254-7428

事業者の情報は『千葉県介護サービス情報の公表』サイトにて公表しています。

13. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳 756-2 Tel. 0475-50-8111

定款の目的に定める事業：① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ショートステイゆりの

木苑)

II 老人デイサービス事業(デイサービスセンターゆり

の木苑)

III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木

苑)

IV 老人居宅介護等事業(ヘルプステーションゆりの木

苑)

V 指定居宅介護支援事業(居宅介護支援セン

ターゆりの木苑)

VI 認知症対応型共同生活介護(グループホームゆり

の木苑)

VII 認知症対応型通所介護(まさきデイサービ

ス)

営業所数

居宅介護支援	1カ所
訪問介護	1カ所
通所介護	1カ所
短期入所生活介護	1カ所
介護老人福祉施設	1カ所
認知症対応型共同生活介護	1カ所
認知症対応型通所介護	1カ所
ケアハウス	1カ所
在宅介護支援センター	1カ所

令和6年4月1日介護報酬改定

【居宅重要事項説明書別紙】

ケアマネジメントの公正中立性の確保から、居宅介護支援提供の開始に際し、前 6 ヶ月に当事業所で作成されたケアプラン総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられたケアプランが占める割合、また上記サービスごとの回数のうち同一のサービス事業者により提供されたケアプラン数が占める割合を利用者に説明し、理解を得る必要がある。

①前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、

福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	31%	地域密着型通所介護	2%
通所介護	35%	福祉用具貸与	63%

②前 6 ヶ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーションゆりの木苑 40%	南総ケアタクシー 22%	ケアサービスオットマン 17%
通所介護	デイサービスセンターゆりの木苑 83%	セントケア東金 7%	マチン介護サービス葵 7%
地域密着型通所介護	マチン介護サービス 96%	九十九里デイサービスセンター 4%	
福祉用具貸与	パラメディカル株式会社 64%	㈱トーカイ 17%	チャルキョウエイ 11%

③判定期間 (令和 6 年度)

☐前期 (令和 6 年 3 月 1 日から 8 月末日) ☒後期 (9 月 1 日から 2 月末日)

認知症対応型共同生活援助事業重要事項説明書

事業主体概要

名 称 ・ 法 人 種 別	社会福祉法人ゆりの木会														
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	理事長 浅井 禎之														
法人本部所在地・電話番号	千葉県東金市家徳756-2 TEL. 0475-50-8111														
定款の目的に定める事業	① 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営 ケアハウスホームゆりの木苑の設置経営 ② 第二種社会福祉事業 老人短期入所事業(ゆりの木苑) 老人デイサービス事業(ゆりの木苑) 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑) 認知症対応型老人共同生活援助事業 (グループホームゆりの木苑) ③公益事業 指定居宅介護支援事業 (居宅介護支援センターゆりの木苑)														
介護保険関連事業所数	<table> <tr> <td>居宅介護支援</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>訪問介護</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>通所介護</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>短期入所生活介護</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型共同生活介護</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>短期利用認知症対応型共同生活介護</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>介護老人福祉施設</td> <td>1カ所</td> </tr> </table>	居宅介護支援	1カ所	訪問介護	1カ所	通所介護	1カ所	短期入所生活介護	1カ所	認知症対応型共同生活介護	1カ所	短期利用認知症対応型共同生活介護	1カ所	介護老人福祉施設	1カ所
居宅介護支援	1カ所														
訪問介護	1カ所														
通所介護	1カ所														
短期入所生活介護	1カ所														
認知症対応型共同生活介護	1カ所														
短期利用認知症対応型共同生活介護	1カ所														
介護老人福祉施設	1カ所														

事業所概要

事 業 所 名	グループホームゆりの木苑
---------	--------------

事業の目的	本事業は、認知症によって自立した生活が困難となった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
事業の方針	① 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 ③ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 ④ 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
事業所の管理者名	佐久間 佳奈・遠藤 慶一
開設年月日	平成13年4月1日
指定事業者番号	<u>1271800284</u>
所在地・電話・Fax	千葉県東金市家徳752-12 Tel 0475-50-8111 FAX 0475-50-8112
交通の便	電車の場合 J R東金駅下車、九十九里鉄道バス ①番線に乗車し家徳横丁下車、徒歩7分。 東金駅よりタクシーで約10分。大網駅よりタクシーで約20分。自動車の場合／国道126号線と片貝県道の交差点(堀上)を九十九里方面へ右折、 4つ目信号脇に施設入り 口看板あり。

敷 地 概 要	千葉県東金市家徳752-12/-13/-14 1, 299㎡ 地権者：社会福祉法人ゆりの木会
建 物 概 要	構造：RC地上1階 延床面積：655.56㎡
居 室 の 概 要	個室(18室)／6畳和室(9.3㎡) 洗面台付き(2.2㎡)．押入(1.5㎡) ルームエアコン．ナースコール．煙感知器／完備
共 用 施 設 の 概 要	食堂(61㎡) 2カ所．居間(26㎡) 2カ所．台所(11㎡) 2カ所 洗濯家事室(5㎡) 2カ所 脱衣室(5㎡) 2カ所浴室(10㎡) 2カ所 便所6カ所(うち身障用2カ所) 談話室(16㎡) 1カ所
緊 急 対 応 方 法	ご利用者に様態の変化等があった場合は、協力医療機関である医療法人静和会浅井病院に連絡し、医師の派遣又は受診・入院等の措置を早急に行う等必要処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたしますなお、夜間における緊急時については、当該施設に勤務する夜勤職員のみで対応が不可能な場合は、隣接する特別養護老人ホーム・ケアハウスゆりの木苑に勤務する宿直者1名並びに夜勤職員2名が、必要に応じて対応します。
防 災 設 備 等 の 概 要	防災設備／非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。 防災訓練／年3回実施いたします。 防火責任者／有田 大輝
損害賠償責任保険加入先	<u>あいおい損害保険株式会社</u>

職員体制(主たる職員)

職種	員数	常勤		非常勤		保有資格等
		専従	兼務	専従	兼務	

管理者	2	2				介護福祉士
計画作成担当者	2	2				介護支援専門員
介護職員	生活時間帯：入居者 3 人に対し職員 1 人を配置					介護福祉士、ヘルパー 2 級

4. 勤務体制

昼間の体制	早番 6:30～15:30 日勤 8:30～17:30 遅番 11:00～20:00 13:00～22:00
夜間の体制	夜勤 16:00～翌日 9:00 準夜勤 22:00～翌日 7:00

利用者数	1 ユニット定員 9 名 (ユニット数 2) 総定員 18 名
------	------------------------------------

サービスご利用に当たっての留意事項

- ①指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす方です。
 - i 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ii 自傷他害のおそれがないこと。
 - iii 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ②入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合があります。なお、退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めます。
- ③居室の清掃、日常的な維持管理は利用者が施設職員と協力のうえ行うものとします。なお、居室のゴミ・廃棄物については、利用者が職員と協力のうえ定められた場所まで運搬することを原則とします。なお、居室において、煉炭、火鉢、石油ストーブ、などの火気類の使用を安全面から禁じます。

- ④共用施設・設備の利用時間や生活ルールなどは、管理者と利用者との間で協議のうえ 決定するものとします。なお、利用者は、共用施設・設備等、専用居室以外の場所に 私物を置いてはなりません。共用施設・設備等の清掃、維持管理は職員が行います。
- ⑤食事は、以下の時間に食堂にて提供します。但し、入居者が自分で運搬を行うか、自分の管理のもとに運搬をし、かつ原則的として前項に掲げる食事時間内に食器を返却する場合は、居室で食事をとることはさしつかえないものとします。なお、外出・外泊等で欠食する際は、前日午後5時までに利用者もしくは利用者代理人が申し出る事とします
- i 朝食 8時00分～
 - ii 昼食 12時00分～
 - iii 夕食 18時00分～
- ⑥入浴は隔日以上の実施とし、職員が入浴の準備を行います。なお、入浴の時間については、別に定めることとします。入浴に際しては、他の利用者も利用することを考え清潔の維持に留意していただきます。また、利用者は、伝染性の疾患等の疑いがある 場合には、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとします。
- ⑦利用者は、身体状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。職員はナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があった時には、速やかに適切な対応を行います。また、利用者が、予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。
- ⑧利用者は、施設の共有設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができます。なお、その際に必要な費用は参加者が負担するものとします。また、施設職員は自主活動の主旨を損なわない範囲で助言や援助を行います。
- ⑨利用者の定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとします。なお、職員は、利用者の健康保持に当たり、高齢者特有の疾病防止に努めるとともに、利用者に対し随時保健衛生の普及、指導を行います。
- ⑩外泊するときは、事前に宿泊先及び帰着予定日等を管理者に届け出るものとします。
- ⑪外来客を宿泊させるときは、予め管理者に届け出るものとします。なお、希望する日の前日5時までに管理者に届け出れば、外来客に対しても食事を提供するものとします。但し、実費として別途定める食事代を負担していただきます。

⑫施設は、消火設備、非常放送用設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、利用者也参加した訓練を年3回以上実施します。なお、利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、可能な限りナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせるものとします。

⑬利用者は、管理者の許可を受けた場合、専用居室において小鳥、魚類等の動物の飼育をすることができます。但し、許可を受けた場合であっても、他の入居者の迷惑となる場合は許可を取り消すことがあります。

⑭施設は、一切の政治的活動及び宗教活動を行いません。また、利用者は専用居室以外で、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはなりません。また、他の利用者にそれらの活動への参加を強要してはなりません。

⑮専用居室において、テレビ、ラジオ等音響機器を利用する際には、他の入居者の迷惑にならないようボリュームを落とすなど配慮して利用してください。

⑯管理者の許可を得て行った部屋の模様替えなどについては、退去時に現状に復するものとします。なお、この時の必要な費用は入居者個人が負担するものとします。

⑰入院や長期外泊で居室が空いている場合に、短期利用認知症対応型共同生活介護に居室を使用する場合があります。その間は、衣類や身の回り品を一時的に別の場所で保管します。短期利用認知症対応型共同生活介護に利用されている期間中は、居住費のみ負担はありません。

⑱個別に使用する物品類は全てご家族に準備して頂きます。ベッドやポータブルトイレ、テレビなど必要物品はご入居の際にご準備下さい。また、心身の状態に変化があり必要物品が発生した場合は随時、ご準備についてご相談させて頂きご用意していただくこととなりますので、予め、ご了承ください。

⑲安全管理体制

事故発生の防止のための指針の整備・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配

置しています。事故発生時は、速やかに利用者の家族、市町村に報告し必要な措置を行います。

安全対策担当者 栗原辰弥

⑳感染症対策

感染症または食中毒の発生及び、まん延等に関する取り組みに向け、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

㉑虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。
 虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。
 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

②業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計

画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和6年4月1日改定

サービス及び利用料等

介護保険から給付サービスを利用する場合の利用者負担は、負担割合証に基づいた金額となります。介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

令和6年4月1日改定

保 証 金	150,000円／入居時一時預り金	
介 護 度	介護保険基本料金	利用者負担（1割の場合）
要介護1	7,530円／日	753円／日
要介護2	7,880円／日	788円／日
要介護3	8,120円／日	812円／日
要介護4	8,280円／日	828円／日
要介護5	8,450円／日	845円／日

	介護保険	利用者負担 (1割)
夜間支援体制加算	(Ⅰ) 500円 (Ⅱ) 250円	50円／日 25円／日
若年性認知症利用者 受け入れ加算	1,200円	120円／日
生活機能向上連携 加算	(Ⅰ) 1000円 (Ⅱ) 2000円	100円／月 200円／月
医療連携体制加算	(ハ) 370円 (ロ) 470円 (イ) 570円	37円／日 47円／日 57円／日
認知症専門ケア	(Ⅰ) 30円	3円／日

	介護保険	利用者負担 (1割)
入院時費用	2,460円	246円/ 1月6日を 限度)
口腔衛生管理 体制加算	300円	30円／月
科学的介護 推進体制加算	400円	40円／月
認知症行動 心理状態緊急 対応加算	2,000円	200円／日 入居開始 から7日 間
認知症チーム	(Ⅰ) 1500	150円／月

加算	(Ⅱ) 40円	4円/日
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 220円 (Ⅱ) 180円	22円/日 18円/日
栄養管理体制加算	300円	30円/月
初期加算	300円	30円/月
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	200円	20円/6ヵ月 1回
退去時相談援助加算	4,000円	400円/1人 1回

ケア推進加算	(Ⅱ) 1200	120円/月
協力医療機関連携加算	1000円/月	100円/月
退居時情報提供加算	2500円/回	250円/回
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ) 1000 (Ⅱ) 100	100円/月 10円/月
高齢者等感染対策向上加算	100円/月	10円/月

看取り介護加算	①死亡日以前31日以上45日以下・・・72単位/日 ②死亡日以前4日以上30日以下・・・144単位/日 ③死亡日以前2～3日・・・680単位/日 ④死亡日・・・1280単位/日
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に18.6%乗じた単位数になります。
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に17.8%乗じた単位数になります。
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に15.5%乗じた単位数になります。
介護職員処遇改善加算Ⅳ	所定単位数に12.5%乗じた単位数になります。
介護職員処遇改善加算Ⅴ	所定単位数に6.6～16.3%乗じた単位数になります。
地域区分	※東金市(7級地)の1単位あたりの単価は10.14円となります
居室提供(家賃)	1,540円/日
食費	朝食500円 昼食650円 夕食650円/日
水道光熱費	730円/日
冬季加算(11月～3月)	62円/日
燃 料 費 (浅井病院以外の受診時)	3km以上5km未満 500円 5km以上5km毎に 500円増し / 片道
滞 在 費	400円/日
オ ム ツ 代(*)	100円/1枚 *…紙オムツ・パット等をご利用の場合
通 信 費	100円/月

協力医療機関

協力医療機関名	医療法人静和会浅井病院
診療科目、ベッド数等	精神科・神経内科・内科・歯科・人間ドック 458床（精神科371床、内科87床）

(1) 受診に伴う利用料

グループホームでは浅井病院以外の受診は全てご家族対応とさせていただきます。ご家族の同行が出来ない場合は、自費負担での有料サービスをご利用して頂きます。

苦情相談機関

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所のサービスに関するご相談、要望、苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】 電話番号：0475-50-8111

相談担当者：グループホームゆりの木苑 管理者 佐久間佳奈

【法人相談担当窓口】 電話番号：0475-50-8111

苦情解決責任者：社会福祉法人ゆりの木会 施設長 戸村 秀次

苦情受付担当者：社会福祉法人ゆりの木会 管理者 佐久間佳奈

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 東金市 高齢者支援課

電話0475-50-1219

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課

電話043-254-7409

○緊急連絡先

第1連絡先

氏 名	
	続柄（ ）
住 所	
携帯電話	
固定電話	

第2連絡先

氏 名	
-----	--

	続柄（ ）
住 所	
携帯電話	
固定電話	

主治医

病院名	
医師名	
住所	
電話番号	

介護予防認知症対応型共同生活援助事業重要事項説明書

1. 事業主体概要

名 称 ・ 法 人 種 別	社会福祉法人ゆりの木会												
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	理事長 浅井 禎之												
法人本部所在地・電話番号	千葉県東金市家徳756-2 Tel. 0475-50-8111												
定款の目的に定める事業	① 第一種社会福祉事業 Ⅰ 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営 Ⅱ ケアハウスホームゆりの木苑の設置経営 ② 第二種社会福祉事業 Ⅰ 老人短期入所事業(ゆりの木苑) Ⅱ 老人デイサービス事業(ゆりの木苑) Ⅲ 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑) Ⅳ 認知症対応型老人共同生活援助事業(グループホームゆりの木苑) ③ 公益事業 Ⅰ 指定居宅介護支援事業(居宅介護支援センターゆりの木苑)												
介護保険関連事業所数	<table> <tr> <td>居宅介護支援</td><td>1カ所</td></tr> <tr> <td>訪問介護</td><td>1カ所</td></tr> <tr> <td>通所介護</td><td>1カ所</td></tr> <tr> <td>短期入所生活介護</td><td>1カ所</td></tr> <tr> <td>認知症対応型共同生活介護</td><td>1カ所</td></tr> <tr> <td>介護老人福祉施設</td><td>1カ所</td></tr> </table>	居宅介護支援	1カ所	訪問介護	1カ所	通所介護	1カ所	短期入所生活介護	1カ所	認知症対応型共同生活介護	1カ所	介護老人福祉施設	1カ所
居宅介護支援	1カ所												
訪問介護	1カ所												
通所介護	1カ所												
短期入所生活介護	1カ所												
認知症対応型共同生活介護	1カ所												
介護老人福祉施設	1カ所												

2. 事業所概要

事 業 所 名	グループホームゆりの木苑
---------	--------------

事業の目的	本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
事業の方針	① 本事業所において提供する介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 ③ 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 ④ 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
事業所の管理者名	佐久間 佳奈 遠藤 慶一
開設年月日	平成13年4月1日
指定事業者番号	千葉県 1271800284
所在地・電話・Fax	千葉県東金市家徳752-12 Tel 0475-50-8111 FAX 0475-50-8112
交通の便	電車の場合／JR東金駅下車、九十九里鉄道バス①番線に乗りし家徳横丁下車、徒歩7分。東金駅よりタクシーで約10分。大網駅よりタクシーで約20分。 自動車の場合／国道126号線と片貝県道の交差点(堀上)を九十九里方面へ右折、4つ目信号脇に施設入り口看板あり。

敷地概要	千葉県東金市家徳752-12/-13/-14 1, 299㎡ 地権者：社会福祉法人ゆりの木会
建物概要	構造：RC地上1階 延床面積：655.56㎡
居室の概要	全室個室(18室)／6畳和室(9.3㎡)、洗面台付き前室(2.2㎡)、押入(1.5㎡) ルームエアコン、ナースコール、煙感知器／完備

共 用 施 設 の 概 要	食堂(61㎡) 2カ所. 居間 (26㎡) 2カ所. 畳コーナー(10㎡) 2カ所. 台所(11㎡) 2カ所. 洗濯家事室(5㎡) 2カ所. 脱衣室(5㎡) 2カ所. 浴室(10㎡) 2カ所 便所6カ所(うち身障用2カ所). 談話室(16㎡) 1カ所
緊 急 対 応 方 法	ご利用者に様態の変化等があった場合は、協力医療機関である医療法人静和会浅井病院に連絡し、医師の派遣又は受診・入院等の措置を早急に行う等必要処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします なお、夜間における緊急時については、当該施設に勤務する夜勤職員のみで対応が不可能な場合は、隣接する特別養護老人ホーム・ケアハウスゆりの木苑に勤務する宿直者1名並びに夜勤職員2名が、必要に応じて対応します。
防 災 設 備 等 の 概 要	防災設備／非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。 防災訓練／年3回実施いたします。 防火責任者／社会福祉法人ゆりの木会 事務長 那須敏樹
損害賠償責任保険加入先	<u>あいおい損害保険株式会社</u>

3. 職員体制(主たる職員)

職種	員数	常勤		非常勤		保有資格等
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	2	2				介護支援専門員. 介護福祉士
計画作成担当者	2	1				介護支援専門員. 介護福祉士
介護職員	生活時間帯：入居者3人に対し職員1人を配置					介護福祉士. ヘルパー2級等

4. 勤務体制

昼間の体制	早番 7:00～16:00 日勤 9:00～18:00 遅番 10:00～19:00
夜間の体制	夜勤 16:00～翌日9:00

5. 利用状況

利用者数	1ユニット定員9名(ユニット数2)総定員18名
------	-------------------------

6. サービスご利用に当たっての留意事項

- ① 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす方です。
 - i 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ii 自傷他害のおそれがないこと。
 - iii 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ② 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合があります。なお、退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めます。
- ③ 居室の清掃、日常的な維持管理は利用者が施設職員と協力のうえ行うものとします。

なお、居室のゴミ・廃棄物については、利用者が職員と協力のうえ定められた場所まで運搬することを原則とします。なお、居室において、煉炭、火鉢、石油ストーブ、などの火気類の使用を安全面から禁じます。
- ④ 共用施設・設備の利用時間や生活ルールなどは、管理者と利用者との間で協議のうえ決定するものとします。なお、利用者は、共用施設・設備等、専用居室以外の決められた場所に私物を置いてはなりません。共用施設・設備等の清掃、維持管理は職員が行います。
- ⑤ 食事は、以下の時間に食堂にて提供します。但し、入居者が自分で運搬を行うか、自分の管理のもとに運搬をし、かつ原則的として前項に掲げる食事時間内に食器を返却する場合は、居室で食事をとることはさしつかえないものとします。なお、外出・外泊等で欠食する際は、前日午後5時までに利用者もしくは利用者代理人が申し出ることとします。
 - i 朝食 8時00分～
 - ii 昼食 11時30分～
 - iii 夕食 17時30分～
- ⑥ 入浴は隔日以上の実施とし、職員が入浴の準備を行います。なお、入浴の時間については、別に定めることとします。入浴に際しては、他の利用者も利用することを考え清潔の維持に留意していただきます。また、利用者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合には、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとします。
- ⑨ 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができ

ます。職員はナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があった時には、速やかに適切な対応を行います。また、利用者が、予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。

- ⑩ 利用者は、施設の共有設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができるものとします。なお、その際に必要な費用は参加者が負担するものとします。また、施設職員は自主活動の主旨を損なわない範囲で助言や援助を行います。
- ⑪ 利用者の定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとします。なお、職員は、利用者の健康保持に当たり、高齢者特有の疾病防止に努めるとともに、利用者に対し随時保健衛生の普及、指導を行います。
- ⑫ 外泊するときは、事前に宿泊先及び帰着予定日等を管理者に届け出るものとします。
- ⑬ 外来客を宿泊させるときは、予め管理者に届け出るものとします。なお、希望する日の前日5時までに管理者に届け出れば、外来客に対しても食事を提供するものとします。但し、実費として別途定める食事代を負担していただきます。
- ⑭ 施設は、消火設備、非常放送用設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、利用者も参加した訓練を年3回以上実施します。なお、利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、可能な限りナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせるものとします。
- ⑮ 利用者は、管理者の許可を受けた場合、専用居室において小鳥、魚類等の動物の飼育をすることができます。但し、許可を受けた場合であっても、他の入居者の迷惑となる場合は許可を取り消すことがあります。
- ⑯ 施設は、一切の政治的活動及び宗教活動を行いません。また、利用者は専用居室以外で、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはなりません。また、他の利用者にとこれらの活動への参加を強要してはなりません。
- ⑰ 専用居室において、テレビ、ラジオ等音響機器を利用する際には、他の入居者の迷惑にならないようボリュームを落とすなど配慮して利用してください。
- ⑱ 管理者の許可を得て行った部屋の模様替えなどについては、退去時に現状に復するものとします。なお、この時の必要な費用は入居者個人が負担するものとします。

7. サービス及び利用料等

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

保 証 金	150,000円／入居時一時預り金	
介護度	介護保険基本料金	利用者負担
要支援2	7,550円／日	755円／日
初期加算	300円（入居後30日に限り）	30円／日
居室の提供（家賃）	1,480円／日	
食 費	朝食290円 昼食440円 夕食440円／日	
管 理 費	730円（水道光熱費等）／日	
冬季加算（11月～3月）	1,890円／月	
オムツ代…＊	100円／1枚 ＊…紙オムツ等をご利用の場合	

欠食時食材料費返還	外出・外泊等で食事を欠食される際は、以下に従い、 欠食した分の食材料費より返還します。 朝食290円 昼食440円 夕食440円
その他の	日用品費 100円／日

8. 協力医療機関

協 力 医 療 機 関 名	医療法人静和会浅井病院
診療科目、ベッド数等	精神科・神経内科・内科・歯科・人間ドック 458床（精神科371床、内科87床）

9. 苦情相談機関

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所のサービスに関するご相談、要望、苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】 電話番号：0475-50-8111

相談担当者：グループホームゆりの木苑 管理者 佐久間 佳奈 遠藤 慶一

【法人相談担当窓口】 電話番号：0475-50-8111

苦情解決責任者：社会福祉法人ゆりの木会 施設長 戸村秀次

苦情受付担当者：社会福祉法人ゆりの木会 施設長 戸村秀次

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 東金市 担当 高齢者支援課 Tel 0475-50-1219

契約する場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

介護予防認知症対応型共同生活介護の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

千葉県東金市家徳752番地12

社会福祉法人ゆりの木会

グループホームゆりの木苑

(千葉県 1271800284)

理事長 浅井 禎之 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から介護予防認知症対応型共同生活介護の利用
についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名) _____ 印

利用者代理人

(住所)

(氏名) _____ 印

身元引受人

(住所)

(氏名) _____ 印

【短期利用認知症対応型共同生活介護（予防）重要事項説明書】

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111

相談担当者：ゆりの木苑 管理者 佐久間 佳奈・遠藤慶一

（受付時間：月～金曜日 9時～17時）

*…ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

短期入所生活介護グループホームゆりの木苑の概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

名 称	短期利用認知症対応型共同生活介護
所 在 地	千葉県東金市家徳752-12
介護保険指定番号	短期入所生活介護（ 第1271800284号）
サービスを提供する対象地域＊	東金市第二生活圏域にお住まいの方

（２）職員体制

職種	員数	常 勤		非常勤		保有資格等
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	2	2	0	0	0	介護福祉士
介護職員	13	13	0	0	0	介護福祉士、ヘルパー２級

昼 間 の 体 制	早番 2 名 (6 : 30～15 : 30) 日勤 2 名 (8 : 30～17 : 30) 遅番 2 名 (11 : 00～20 : 00) (10 : 00～20 : 00)
-----------	---

(3) 定員

利 用 者 数	定員 18 名
---------	---------

事業所の概要

事 業 所 名	短期利用認知症対応型共同生活介護
事 業 の 目 的	本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、施設に通いながら家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
事 業 の 方 針	① 本事業所において提供する短期入所生活介護は介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 ③ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 ④ 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
事 業 所 の 管 理 者 名	佐久間 佳奈・遠藤慶一
開 設 年 月 日	平成13年4月 1 日
指 定 事 業 者 番 号	<u>1271800284</u>
所 在 地 ・ 電 話 ・ F a x	千葉県東金市家徳752-12 TEL 0475-50-8111 FAX 0475-50-8112

交 通 の 便	① 電車の場合 J R東金駅下車、九十九里鉄道バス①番線に 乗車し家徳横丁下車、徒歩7分。東金駅より タクシーで約10分。 大網駅よりタクシーで約20分。 ② 自動車の場合 国道126号線と片貝県道の交差点堀上を九十九 里方面へ右折、4つ目信号脇に施設入り口看板 あり。
---------	---

敷 地 概 要	千葉県東金市家徳752-12/-13/-14 1, 2 9 9 m ² 地権者：社会福祉法人ゆりの木会
建 物 概 要	構造：R C地上1階 延床面積：6 5 5 . 5 6 m ²
居 室 の 概 要	全室個室(18室)／6畳和室(9.3m ²) . 洗面台付き前
共 用 施 設 の 概 要	食堂(61m²) 2カ所. 居間(26m²) 2カ所. 畳コーナー(10m²) 2カ所. 台所(11m²) 2カ所. 洗濯家事室(5 m²) 2カ所. 脱衣室(5 m²) 2カ所. 浴室(10m²) 2カ所。 便所6カ所(うち身障用2カ所). 談話室(16m²) 1カ所

緊 急 対 応 方 法	ご利用者に様態の変化等があった場合は、 協力医療機関である医療法人静和会浅井病院 に連絡し、医師の派遣又は受診・入院等の措 置を早急に行う等必要処置を講ずるほか、ご 家族の方に速やかに連絡いたします
-------------	--

防 災 設 備 等 の 概 要	防災設備／非常災害に際して必要な設備が 消防法第17条に基づき整備されています。 防災訓練／年3回実施いたします。 防火責任者／社会福祉法人ゆりの木会 有田 大輝
損害賠償責任保険加入先	<u>あいおい損害保険株式会社</u>

サービス内容

- ① ご利用可能日
日・月・火・水・木・金・土 （但し空室状況にて異なる）
- ② 送迎
原則ご家族送迎であります、難しい場合には苑にご相談ください。
- ③ 健康チェック
ご利用者の健康状態を観察し健康管理に努めるため、スタッフが体温や血圧などバイタルのチェックを行います。
- ④ レクリエーション
ご利用者ができるだけ主体的に取り組み、また楽しさや喜びを感じるような各種レクリエーションを実施します。
- ⑤ 食事の提供
エルダリーミール(人生の大先輩に対する、ホスピタリティの食事)をコンセプトに、四季の食材を生かした美味しい食事を栄養のバランスまで考えて提供します。
朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00
- ⑥ 入浴
一般浴槽にて利用者のA D Lに応じた入浴介助を行います。原則として、各日以上の実施。但し、状況や体調に応じて清拭などで対応。
- ⑦ 機能訓練
A D Lの維持・向上をめざした各種プログラムを提供いたします。
- ⑧ 生活相談
利用者及びご家族から寄せられる身体的・精神的及びサービスの利用に関する相談や介護上の問題、制度の利用方法等に関するご相談に応じます。

ケアハウス重要事項説明書

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：ケアハウスゆりの木苑 生活相談員 向後靖子
(受付時間 月～金曜日 8時30分～17時30分)

* ご不明な点がございましたら、何なりとお問い合わせください。

2 ケアハウスゆりの木苑の概要

(1) 施設の名称・所在地

名 称	ケアハウスゆりの木苑
所 在 地	千葉県東金市家徳 756-2

(2) 職員体制

	資格・その他	常勤	非常勤	業務内容
施設長		1		施設・業務の一元的管理
生活相談員	社会福祉士	1		サービス提供方法の説明及び相談援助
介護職員	介護福祉士	2		日常生活上の支援業務
栄養士	管理栄養士	1		献立作成・栄養計算・栄養指導
調理員	(株)シックス委託	7		調理業務全般

(3) 施設の設備概要

定員： 15 名

居室	普通	13 室 (23 m ²)	談話室	1 室
	特別	2 室 (37 m ²)	洗濯室	1 室
浴室	一般浴槽		食堂	1 室

3 サービス内容

- ①食事 エルダリーミール(人生の大先輩に対する、ホスピタリティの食事)の提供をコンセプトに、四季の食材を生かした美味しい食事を栄養のバランスまで考えて提供します。また、ご入居者の疾患、摂食状況に応じて、食材や調理法方を変えることで個別対応を実施します。
- ②入浴 一般浴槽をご用意しており、定められた時間内にお入りいただけます。
- ③日常生活上の支援 ご入居者から生活全般の問題について、誠意をもって対応します。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に援助をします。
- ④生活相談 ご入居者及びご家族から寄せられるサービスの利用に関する相談や必要に応じて生活上の問題、制度の利用方法等に関するご相談に応じます。
- ⑤健康管理 ご入居者の健康状態を観察し健康管理に努めるため、年1回の健康診断のご案内、健康に関する相談援助をいたします。

4 利用料金

(1) 料金

別紙に定めるサービス提供費・生活費・居住に要する費用・標準個室差額代・通信費・冬季加算(11～3月)・夏季加算(7～9月)・洗濯室使用料・駐車場利用料・個人居室内の光熱費をお支払いいただきます。入居者が選定する特別なサービス・服薬管理・緊急受診対応に伴う費用については実費相当分がかかります。

(2) 生活費について

生活費の中に1ヵ月分の食費が含まれております。欠食した分の料金につきましては

翌月に返金いたします。

(3) 支払い方法

利用料は別紙に定める月額利用料と、その他料金の合計を請求書に明細を付して当月の 20 日までにご入居者へお渡し、またはご家族へ送付いたします。なお、この料金については当月の 27 日(土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日)に自動引き落とし(口座振替)の方法でお支払いいただきます。お支払いいただきますと、ご入居者宛に領収書を発行いたします。

5 入退居の手続き

(1) 入居

入居申込者又はご家族に対して、運営規定の概要、職員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、同意を得た後に、契約を締結いたします。

(2) 退居(入居契約の解除)

①ご入居者の都合で入居契約を解除する場合

- i ご入居者の心身の状況、ご入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、日常生活を営むことが困難となった場合。
- ii ご入居者が入院し、長期入院で退院の見込みがない場合や退院後の心身の状態が不安定なため、日常生活を営むことが困難となった場合。
- iii ご入居者が死亡した場合。

②事業者側の都合で入居契約を解除する場合

- i ご入居者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく 3 ヶ月以上遅延した場合。
- ii ご入居者が施設や職員又は他のご入居者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- iii その他やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①当施設では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」に基づき、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、ご入居者が安心して生き生きと明るく生活できるようにする事を目指します。
- ②ご入居者の意見及び人格を尊重し、常にご入居者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- ③地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めると共に、市町村、高齢者の福祉を増進することを目的とした事業を行う者その他の保健福祉サービス、または福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。
- ④当施設では、職員等の資質向上を図るために、定期的に施設内で自主研修会を開催しております。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

①ご入居者には以下の事項に留意していただきます。

- i 施設長、生活相談員、介護職員等の助言による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めていただきます。
- ii 健康に留意していただくものとし、健康診断は特別な理由がない限り行ってください。
- iii 施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設にご協力ください。
- iv 外出する場合には、外出簿に記入し、また必要に応じて欠食届けを提出していただきます。
- v 外泊を希望する場合には、事前に宿泊先及び帰着予定日等を施設長に届け出てください。
- vi 外来客を宿泊させる場合は、予め施設長に届け出てください。
- vii 動物の飼育は原則できません。

②施設内での次の行為はご遠慮ください。

- i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ii けんか、口論、泥酔等で他のご入居者に迷惑をかけること。

- iii 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- iv 火気を用いること。
- v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

7 緊急時の対応方法

ご入居者の体調が急変した場合や、その他の緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医または予め定められた協力医療機関及び各関係機関等への連絡の措置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先

氏名

住所

電話番号

続柄

8 非常災害対策

- ・ 防火設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第 17 条に基づき整備されています。
- ・ 防災訓練 年 3 回実施いたします。
- ・ 防災責任者 有田大輝

9 安全管理体制

- ・ 事故防止の指針作成・委員会の開催・職員研修の実施、及びこれらを適切に実施する為、外部研修を履修した担当者を配置しています。事故発生時は、速やかに利用者家族、市町村に報告し必要な措置を行います。
- ・ 安全対策担当者 栗原辰弥

10 感染症対策

感染症又は食中毒の予防及び、まん延防止の為に指針の整備・委員会の開催・研修や訓練を行っています。

11 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じて適切な対応をする為、必要な体制を整備し、指針の整備・委員会の開催・研修を行っています。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

12 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者サービスの提供を継続実施できるよう、

また、非常時体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要

な措置を講じています。職員への周知、定期研修及び訓練の実施や、必要に応じた業務継続計画の見直しと変更を行います。

13 サービス内容に関するお客様ご要望窓口(苦情)

(1) 当施設のサービス相談窓口

当施設のサービスに関するご相談、ご要望、苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：ケアハウスゆりの木苑 生活相談員 向後靖子

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：社会福祉法人ゆりの木会 施設長 戸村秀次

電話番号：090-3240-7755 第三者委員：評議員 小埜武祥

(受付時間 月～金曜日 8時30分～17時30分)

(2) その他

千葉県国民健康保険団体連合会 043-254-7428

14 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳 756-2 Tel. 0475-50-8111

定款の目的に定める事業：①第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスホームゆりの木苑の設置経営

②第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業（ゆりの木苑）

II 老人デイサービス事業（ゆりの木苑）

III 在宅介護支援センター運営事業（ゆりの木苑）

IV 老人居宅介護等事業（ゆりの木苑）

V 指定居宅介護支援事業（居宅介護支援センターゆりの木苑）

VI 認知症対応型共同生活介護（グループホームゆりの木苑）

営業所数：

居宅介護支援 1ヶ所

訪問介護 1ヶ所

通所介護 1ヶ所

短期入所生活介護 1ヶ所

介護老人福祉施設 1ヶ所

認知症対応型共同生活介護 1ヶ所

認知症対応型通所介護 1ヶ所